

382
116



始



改正所得稅法釋義

大阪北稅務署長 星野直樹君序文
司稅官法學士 吉田豐治
大阪北稅務署員 竹部政俊 共著
同

大阪稅務新聞社出版

382-116



改正
所得稅法釋義

大正
9. 9. 28
內交

改正所得税法釋義正誤表

頁數	行數	誤	正	頁數	行數	誤	正
九	一四	五千圓	五百圓	一二五	七	課税の	課税外の
一七	表	年	八年	一二五	一〇	官長	長官
二三	三	スルキハ	スルトキハ	一三〇	七	算シ	算出シ
三〇	九	形成	形式	一三四	一	租税力	擔税力
三一	六	有す	爲す	一三七	圖解	留本金	留保金
四六	一	〃	十	一三七	三	セす	得す
六一	四	1100000	110,000	一三八	七	716,222	719,222
七六	九	一キハ	トキハ	一三八	八	716,306	719,306
一〇四	一四	さる	爲さる	一三八	九	716,222	719,222
一一一	七	軍中	軍人	一五〇	一	得務署	稅務署
一一一	九	規則	規則	一六〇	一〇	此金高	削除
一一二	一四	號該當	號に該當	一六〇	一	同	同
一一七	六	範圍	範圍	一六二	表	計算書利益	損益計算書
一一七	七	圖るに	圖るも	二〇〇	一	本調査	本調査
一二七	一三	経續	繼續	二〇〇	一四	費用書	費用
一二五	六	於ける	於ける	二四二	八	絶体	絶對

序

古は民をして據らしむべし、知らしむべからずと云ふのが治世の要諦であつた、然しながら之は現代の立憲政治の根本義に反するものである、今日爲政の根本方針は民をして先づ知らしめ、此の知識に基いて據らしむと云ふことでなくてはならぬ、而して此の事は稅務行政に於て殊に其の然るを見る、即ち稅法稅務の民衆化と云ふことは最も緊要なる事實である、然るに今まで稍もすれば稅務の行政に關して苛儉誅求等の聲あり、官民の關係往々圓滑を缺くことあるは素より一には事務の性質上其の然るには違ひないが又一方には民部に於ても充分に稅法を知悉せざりしが爲に生したる誤解に由ることも少くない、然して民をして知らしむるに努めざりし執務官は素より此の責を免

るゝ事は出来ぬ、此の度我國の所得税法は空前なる大改正を施された、當に税制の維新とも云へ様、素より仔細に觀察すれば批難すべき點もあらうし改善の餘地も多からう、然しながら新税法の根本趣旨は要するに學問の教ふる所、實際の經驗に基き可能的に負擔の公平を期せんとするにある、誠に公明正大なる立法である、我國の諸他の法制に比較して毅然一步を進めて居るものである、只此の税法は一方從來の沿革をなるべく尊重し他方なるべく理想的ならしめんとした關係上更には二度下院に於て一度上院に於て改訂せられた關係上行文聊か難澁の嫌あり、職として之に關る我々にまつても解りにくい點が少くない、素人の方には尙更であらう、折角の良法も其の趣旨のよく民間に徹底せざる爲に種々の誤解や「フリクション」を生して折角の

法律の改正も其の目的を達せず種々の困難を生じて來る懼か誠に多い此の際此の法律を平明に解釋して之を世に公にし以て官民が此の法律の實旨を明にすると云ふことは誠に緊急の必要事項であつた殊に税務の職に當つて居るものとしては坐視するに忍びず若し其の人なくんば余も微力を顧みず此の事に當らうと私かに考へた。

時恰も我署署員吉田君並に竹部君が此の難しい然し必要なる事業に著手せられたことを聞き及んで事業誠に人を得たるを喜び其の草按を見るに行文は平明、説明は親切、舉例は該切、皆之兩君が多年の税務に於ける經驗と新税法に對する熱心なる研究の結果にして誠に言々句々金玉のひゞきがある余は大に此の舉を賛し速に之を完成上梓せんことを慫慂した今日稿成り

遂に公にせらるゝを見ては余の喜びは何者も之に如くものはない之より更に圓滑に國運の隆盛又期して待つべきを信ずる

四

八月三十一日 天長節

西宮の郊居にて

星野直樹

自序

著者稅務行政に従事すること茲に年あり偶々當度稅法改正せらるゝに及び或日僚友大阪稅務新聞社主筆右遠光太氏來りて曰く君等が多年の經驗と抱負とを以て改正所得稅法の運用に付一書を著はさんか官民相互を益し得る所蓋し多からん敢て之を君等に勸むと余等淺識寡聞素より其の器にあらずと雖も再三の勸め否むに忍びず乃ち意を決して此事に従事す。

本書題して改正所得稅法釋義と謂ふ然れ共其の所述は所得稅法の原理原則を闡明せんとするにあらず之が運用を如何にせば克く斯稅の本質を没却せず納稅義務を完全に履行し且つ官民相互の利便を得べきかに付研鑽を試みんとするにあり。

本書は逐條解說の方法を採り各條の次に施行規則を配し規定の解釋に次ぐに實務の取扱ひを以てし法人個人等各種所得の計算方法竝に申告申請請求等書式を網羅せり然れ共著者淺學にして一は亦公務の餘暇燈火の下倉卒に稿を起したる爲め繁簡宜しきを得ず著者所期の目的を貫徹せざりしは遺憾とす。

而も之を公にして大方諸彦の叱正を仰き更に完成を他日に期せんとす然れ共本書は空理空論に奔らず著者多年の實務より得たる經驗を基とし最も平明に所述し且つ計算方法等隨所に挿入せるを以て一度本書を繕かんか如何に初心の者と雖も法人個人等の凡ゆる所得の計算に付立ち所に會得し得べきを信す又以て所得調査委員同審査委員世の實務家竝に大方諸彦の参考に資する所あらば著者望外の光榮とする所なり終りに臨んで本書を草するに當り法人係長松村作次郎氏竝に先輩諸氏より少なからざる材料と援助とを與へられたり著者は茲に深厚なる感謝の意を表明す。

大正九年初秋

著者 吉田 豊治
竹部 政俊 識

改正 所得稅法釋義目次

緒論

第一章 所得稅の意義……………一

第二章 本邦所得稅法の沿革……………四

本論

第一章 稅法施行地域及納稅義務者……………六

第二章 所得の種類……………二四

第三章 所得の算定……………三三

第一節 第一種所得……………三四

第一款 超過所得……………四一

第二款 留保所得	二七
第三款 配當所得	二八
第四款 清算所得	二九
第二節 第二種所得	三〇
第三節 第三種所得	三一
第一款 勤勞所得の特別控除	三二
第二款 老幼不具者等に對する特別控除	三三
第四章 課稅外所得	三三
第一節 非營利法人其他團體所得	三三
第二節 個人の所得	三四
第三節 有期免除所得	三五
第一款 本法に依る免除	三五

第二款 特別法に依る免除	三六
第一目 製鐵業の所得	三六
第二目 殖民地の所得	三七
第四節 課稅最低限所得	三八
第五章 稅率	三八
第一節 第一種所得稅	三九
第二節 第二種所得稅	四〇
第三節 第三種所得稅	四一
第六章 所得の申告	四一
第一節 第一種所得	四二
第二節 第三種所得	四三
第七章 所得の決定	四三

第八章 所得調査委員會……………一五

第一節 稅務署長の調査書の送付……………一五

第二節 調査委員會設置の區域及委員の定數……………一六

第三節 調査委員の選舉……………一七

第四節 當選者の辭任及任期……………一八

第五節 調査委員會の開會……………一八

第九章 所得調査に關する權義……………一九

第一節 調書提出の義務……………一九

第二節 稅務署長の質問權……………二〇

第十章 決定通知……………二〇

第十一章 救濟方法……………二〇

第一節 審査請求……………二〇

第二節 減損更正……………三一

第三節 訴願及行政訴訟……………三六

第十二章 徵收……………三六

第十三章 所得金額の變更及決定取消……………三三

第一節 誤謬訂正……………三三

第二節 重複決定取消……………三四

第十四章 納稅地及納稅管理人……………三五

第十五章 罰則……………三九

第十六章 附則……………四四

附 錄

所得稅法の施行に關する法律……………四九

朝鮮所得稅令	二五
臺灣所得稅令	二六
關東洲所得稅令	二七
樺太所得稅令	二八
第二種所得稅拂込手續	二九
國庫出納金端數計算法	三〇

目次(終)

本法及施行規則條文摘出便覽

條文	本頁	法	施行規則	條文	本頁	法	施行規則	條文	本頁	法	施行規則
一	一八	二二	四六	一五	九六	三〇	一一六	二九	一七八	一八三	一八三
二	二二	二五	五二	一六	九九	三一	一五〇	三一	一七九	一八三	一八三
三	二四	三四	五八	一七	〇七	三二	一五〇	三二	一八一	一八四	一八四
四	三四	三四	五八	一八	一〇	三三	一五〇	三三	一八一	一八四	一八四
五	四六	四六	六三	一九	一四	三四	一六七	三四	一八二	一八四	一八四
六	四八	四八	六三	二〇	二六	三五	一九六	三五	一八二	一八四	一八四
七	五二	五二	七六	二一	三〇	三六	一九六	三六	一八三	一九〇	一九〇
八	五七	五七	七七	二二	四〇	三七	一九七	三七	一八四	一九〇	一九〇
九	五七	五七	七七	二三	四〇	三八	一九七	三八	一八四	一九〇	一九〇
〇	六二	六二	〇一	二四	四九	三九	一七七	三九	一八五	二〇八	二〇八
一	六六	六六	〇二	二五	六六	四〇	一七七	四〇	一八五	二〇八	二〇八
二	七一	七一	〇八	二六	七一	四一	一八二	四一	一八六	二一一	二一一
三	七二	七二	一五	二七	七六	四二	一八〇	四二	一八六	二一一	二一一
四	七四	七四	一五	二八	七六	四三	一八三	四三	一八七	二二三	二二三

六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	四〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三
二一〇	二〇七	二〇六	二〇六	一九五	一九三	一九三	一九二	一九二	一九〇	一九〇	一八九	一八九	一八八	一八八	一八七	一八七	一八七
二二二	二二六	二二六	二二六	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二三	二二三	二二三
七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六六	六五	六四	六三	六一
二四四	二四三	二四二	二四〇	二三九	二三八	二三六	二三五	二三二	二三一	二三〇	二二九	二二六	二二二	二二二	二二一	二一六	二一一
						一二四	一二四	一二八	一二七	一二七	一二六	一二六	一一一	一〇八	一一三	一一三	一一二
												八四	八三	八二	八一	八〇	七九
												二四七	二四七	二四六	二四六	二四六	二四五

改正
所得税法釋義

北稅務署法人係

吉田 豐治 共著
竹部 政俊

緒論

第一章 所得稅の意義

所得稅とは所得に課する稅なり即ち個々の經濟主体が營利生産等の經濟行爲の結果に依り得たる所得に稅するものなり故に所得稅は收益稅と異り個人經濟主体より出發し所得を形成する源泉に就て個別的に之を見るにあらず是等が生産營利の手續を了し個人經濟の手に入り悉く綜合せられて一の個人所得を形成す

第一章 所得稅の意義

るを見て之を一体として税せんとする性質を有す學者は其の個人經濟のあらゆる方面よりする全所得を包括する點より見て所得税は普遍性を有すと云へり又其の所得と其の之を得る個人經濟主体とを分離して見ることを得ざる點より見て所得税は主観性を帯ぶと云へり之を以て主体税又は人税とも稱せり。所得税の普遍性は左記三の方面に之を存せり。

第一、租税主体を捕捉して遺漏することなし換言すれば總ての人は所得税を納むる義務を有す、或階級の人が特に免除せらるゝことなし。

第二、所得税は凡ゆる所得を寄せ集めて遺漏することなし。

第三、是等の集合所得を其の所得を得る經濟主体に結び付け全体として之を課するものなり。

所得税の主観性とは所得を個々別々に客觀的に見す其の之を得る所の經濟主体の上より之を見て其の個人の種々の關係を參酌するを云ふものなり個人の種々の關係を斟酌するとは所得金額に付其の個人の擔税力を計り其の擔税力大なるものに多く課し其の少なるものに軽く課する義なり。

所得は有するも悉く之を生活必要費に投せざるべからずとせば其の個人の擔税力は殆ど他に拂ひて余す所無し故に生活必要費は免除せざるべからず。

又生活必要費を支ふる以上の所得も其の個人の幼者、老者、不具、廢疾者、負債等によりて擔税力に大なる差を生ず殊に小所得に於て然りとす故に小所得に對する税を軽くせざるべからず又個人經濟の上より見て之を云へば個人の擔税力は所得の全部の大小殊に生活必要費を差引きたる額の大小に由り異にす即ち所得の大なるものは擔税力大なり所得小なるものは擔税力少し然るに同一の所得額に付考察するに其の由來する源泉によりて亦擔税力を異にせり即ち財産、營業より來る所得は勤勞より來る所得より擔税力大なり故に所得税に於ては是等の擔税力の相違を見て斟酌せざるべからず即ち小所得に對する税を軽減し大所得に對する税を重くし之に累進税率を適用し勤勞所得を軽く税せざるべからず是れ所得税の本質より來る自然の結論なり。

所得税は前述するか如く普遍的主觀的性質を帯び凡ゆる所得を綜合して漏らす所なく而して又所得者の個人的關係を酌量して税額を増減し得るが故に能く個

人の經濟能力に適應して負擔を爲さしむることを得べし學者の所謂應能提供の原則は所得稅に於て始めて充分に而も完全に適用し得らるべきなり所得稅が最も公平の觀念に合し最も完全なる租稅なりとする所以茲に存せり。

第二章 本邦所得稅の沿革

我國に於て所得稅を創設せられしは明治二十年にして同年三月十九日の勅令第五號を以て嚆矢とす明治財政史は曰く

〔當時國家歳入の大部分は地租並に酒造稅等に資りたりと雖も國家の進運に伴ひ諸般の經費大に増額を來せるのみならず國際の現狀は特に海軍擴張の急務を告ぐるものあり又北海道物產稅輕減は軍備充實の件と共に明治二十年度より施行することは閣議を以て決せられたる所なり然るに當時の稅法たる維新創業の際制定せられたるものにあらずれば即ち封建の餘風未だ全く消へざるの時に當り民法の適度を量りて制定したるものにして國情の推移と權衡を得ざるもの多く且其稅率亦輕重宜しきを失し富者の負擔甚だ輕く貧者頗る其過

重に苦むものあり是を以て現行國稅を以てしては單に稅率を増して歳入増加を求むるを得ざるのみならず租稅制度革新の機運漸く迫れるものあるを以て外國の制度を參酌して新に所得稅を起し以て如上必要に應ずることとせりと常に吾國の増稅の理由は國防の充實にあるは一奇と云ふべし而して本邦最初の所得稅法の要旨を見るに

- (一) 施行區域は帝國の領土全般に亘り只北海道、沖繩縣及東京府下小笠原島伊豆七島に在りては官より受くる俸給手當年金及恩給金以外の所得は課稅外とす。
- (二) 一般所得稅主義を採用し公債社債の利子法人より受くる配當金は他の營業士地貸金等の所得と綜合し個人の所得を算定す固より營利の事業に屬せざる所得扶助料等は課稅外たり。
- (三) 課稅最低限は三百圓とし同居家族の所得は戶主に合算す。
- (四) 稅率は累進率を適用し即ち

第五等は所得金

三百圓以上

百分の一

第四等は 同

千圓以上

百分の一五

第三等は 同	一萬圓以上	百分の二、
第二等は 同	二萬圓以上	百分の二、五
第一等は 同	三百萬圓以上	百分の三、

(五) 税金二期に分納し前半年分は其の年九月後半分は翌年三月とし減損更訂は十分の五以上減損したり場合は後期分を減額し或は免税す既に納付したる前半年分は還付することなし。

爾來十有餘年多少の改廢ありたりと雖も大なる異動なく經過し明治三十二年法律第十七號の制定を見前述の所得税法は明治三十一年分限り之を廢止せらる而して當時の改正理由は明治財政史に見るに

「明治二十年始めて所得税法を制定せられてより既に十有餘年世運の推移頗る大にして從來の制度に對し根本的改革を加ふるの必要を生せり即ち明治二十七八年日清戰役の結果戰後經營に伴ふ歳入補填の爲め巨額の財源を得るの必要あり又改正條約實施の結果税法上海外の關係を規定するの必要あり而して民間起業の増進と共に商事會社漸く勃興せるを以て法人所得に課税の必要を

生じ其他税率の改正課税方法の變更を爲すの要あるを以て明治三十一年十一月第十三期帝國議會の開會せらるゝや政府は所得税改正法律案を議會に提出し其協賛を求めたり而して改正所得税法に依り增收すべき金額は約百五十萬圓の豫定なりき而して兩院は重要な改正を加ふる事なくして可決し明治三十三年二月十五日法律第十七號を以て改正所得税法を公布したり」と

之れが改正の要點を擧ぐれば

(一) 北海道を新に税法施行地となし沖繩縣、小笠原島及伊豆七島は全然施行地外とす即ち之等の地方に於て官より受くる俸給手當年金及恩給金の受領者には課税せられたるを免除したること。

(二) 舊法が純然たる綜合課税なりしを徵收の便宜上所得の種類を第一種法人の所得第二種公債社債の利子第三種第一二種に屬せざる個人の所得に區分し法人より受くる配當金、公債社債の利子を個人所得より除外し源泉取立法に爲したること之れ單に徵税の便宜に立脚したる迄にして法人を獨立の納税義務者としたるものにあらず。

(三) 税率は第一種第二種の所得は其の性質上比例税即ち所得の大小により税率を區分せず一率に第一種千分の二十五第二種千分の二十を課し第三種個人の所得にありては累進率を採り所得金額を十二階級に分ち千分の十より千分の五十五に至る。

(四) 減損更訂の十分の五を四分の一即ち二割五分以上と爲す。

其の後明治三十四年法律第十七號を以て割賦賞與金を課税外とし法人に源泉課税とし山林所得は前年の所得によること其他二、三の改正あり。

其の後明治三十八年法律第三十四號を以て税務署長及其代理官に質問權を附與し納期を年四回に分ち九、十一、一三の各月とし其他二、三の改正あり。

然るに日露戦役の爲め軍資金を要すること急なるや明治三十七年四月一日法律第三號を以て非常特別税法の制定となり所得税に向つて増徴を爲す。

(一) 第一種の所得を甲乙に分ち甲種は十五割舊率と共に千分の六十二半となる乙種は所得金額を五千圓未満より十萬圓以上の八階級となし八割乃至四十割舊率と共に最低千分の四十五より最高千分の百廿五となるの累進率の増徴を爲せり

(二) 第三種所得も亦十割乃至二十七割の増徴を爲し第二種なる公債社債利子は増徴せざりき。

其の後明治三十八年法律第十九號を以て軍備補充の爲め及臨時事件費支辨の爲め明治三十七年以降政府の發行する國債證券の利子及貯蓄債券法に依り發行する貯蓄債券の利子は所得税を免除し尙明治四十二年法律第七號に依り國債の利子には總て所得税を免除す。

次て明治四十三年の勅令第百八十六號を以て法人に關する所得税を臺灣に施行す。

非常特別税法は戦争終了後直ちに廢止せらるべき筈なりしも露國との講和條約に於ては一厘の償金だも得る能はず戦後の經營軍備の充實等の爲め大正二年法律第十三號を以て永久税となす即ち非常特別税法を廢止し所得税法に加へ從來の普通累進率を超過累進率となし課税最低限を三百圓より四百圓に進め勤勞所得の内其の十分の一を扣除することとし少額所得者に對し特別扣除の途を開き即ち千圓以下の所得に在りては五十圓七百圓以下百圓五千圓以下にありては百

五十圓を扣除し重要物産の製造業より生ずる所得に對し開業の翌年より滿三ヶ年間免除し大に面目を一新し社會政策的立法に一步を進めたり。

次て大正五年七月二十一日勅令第百八十三號を以て八月一日を含む事業年度より所得稅法の内法人に係る分のみ朝鮮に施行す。

然るに大正三年夏歐洲戰亂勃發するや我國幸にして戰禍の中心地を距ること遠く其の影響比較的尠かりしと雖も國費は物價異常の騰貴と共に益々膨張を來し到底自然増收のみによる能はざるに至りたるに戰爭の影響により暴富を得たるもの隨所に生じ戰時利得稅の制定を要求するの聲喧しかりしを以て同法を制定し臨時事件費に充つると同時に大正七年三月法律第五號を以て法人及個人大納稅者の負擔を高めん爲め稅率を改正し課稅最低限度四百圓を五百圓に引上げ少額所得者の特別控除を千圓以下百圓七百圓以下百五十圓を控除し最少生活費を脅さざらんことを期す同時に沖繩縣に所得稅を大正七年分より實施す。

次て大正八年五月三十一日勅令第百六十六號を以て法人に關する所得稅の規定を樺太に施行し同年四月一日を含む事業年度より適用せり。

以上は今回の改正前に於ける沿革の概要にして明治二十年既に一般所得稅主義を採用し各種の所得を個人に綜合課稅したるに明治三十二年之を捨て法人より受くる所得を分離し法人に於て源泉課稅を爲すに至れる理由は今詳かならずと雖も思ふに當時の稅務行政は甚だ幼稚にして充分なる課稅を爲し得ざりしに加ふるに國民納稅の義務觀念亦甚だ薄く寧ろ法人に對し源泉課稅を爲し課稅の充實を期したるにはあらざる乎然れども源泉課稅の一般所得稅たる綜合課稅の理論に及ばざるは敢て論ずる迄もなく近時各國の租稅制度は一般所得稅を以て其の國の租稅の中心と爲し之に累進稅率を適用し以て各人の擔稅能力に應ずる課稅をなさんとする秋に方り獨り日本に於て非社會的なる源泉課稅を維持せざるべからざる理なきに恰も軍備充實の爲め恒久的財源を要するに至り遂に第四十二議會に提出せられ衆議院に於て二三の修正を加へ通過したるに普選問題の爲め議會は解散となり第四十三議會に再び提出せられたるに衆議院貴族院共多少の修正を加へ遂に兩院を通過し大正九年七月卅一日法律第十一號を以て之を發布し一大改正を見るに至れり吾人は政府並に政友會の諸氏が萬難を排し本法改

正の爲めに努力せられ帝國の租税制度をして世界の趨勢に後れしめざりしを大に多とするものなり以下改正の大要を述べんに

今回改正の所得税法は舊法に比し殆んど面目を一新したるものなり即ち(一)法人の配當金賞與金は從來之を受けたる個人に對し何等課税する所なかりしを之を改め綜合課税し源泉課税より直ちに綜合課税に國民の企業心を萎縮せんことを慮り配當金の内十分の四を控除し法人に於て配當したる部分に對し千分の五十の源泉課税を爲す(二)勤勞所得の控除を約倍加し(三)少額所得の特別控除を從來均一なりしを老幼不具者の數に應じて一定の金額を控除し(四)課税最低限を五百圓より八百圓に昂上し而も從來は特別控除を爲し五百圓以下となりし場合も尙課税したるに今回は特別控除を爲したる結果八百圓以下となりし場合は課税せず(五)税率は下に軽く上に重くしたる事(六)法人に對し獨立して納税主体を認め資本の利廻りより超過所得を課し自己の有する資産程度により留保所得を課し配當所得清算所得に源泉課税を爲し便宜上中間の規定を設く(七)其他第二種所得に新に銀行定期預金の利子及外國居住者の内地法人より受くる配當を加へ税率を明

治三十二年以來何等増加せられざりしに著しく増加し全體を通し大に社會政策を實行せり之より先本法の改正案衆議院に提出せらるゝや反對の聲は翕然として各所に起り全國商業會議所の如きは聯合して政府及貴衆兩院に肉迫し其他紡績聯合會保險協會工業俱樂部等實業界の重なる團體は歩調を一にし反對し院内に於ける憲政會の如きは之等實業家の聲に追隨せるも多くは自家擁護にあらざれば反對せんか爲の反對にして何等の進歩したる對案を示さず漫然として一年延期説を稱へて國防費に協賛を與て其財源に協賛せざるが如き矛盾に陥ひる等本案の前途暗澹たりしも幾多の曲折を経て當初の提案に對し多少修正せられたりと雖も立法の精神を破壊せずして之が通過を見たるは幸なりき。

本邦所得税の沿革は以上の所述に依り其の大要を盡したりと信ず茲に最近六ヶ年度の内國税累年比較表に依り所得税が内國税中何如なる地位を占め來りしかを参考に資すべし。

内國稅累年比較表

種別	大正二年度		大正三年度		大正四年度	
	稅額	比百分	稅額	比百分	稅額	比百分
内國稅總額	二九五,四九八,五〇二	100.00	二九九,六六六,一八五	100.00	二八〇,七一〇,八八〇	100.00
地租	七四,六五〇,四七七	25.23	七四,九六四,七三四	25.02	七三,六二七,九五二	26.23
所得稅	三五,六六四,四一一	12.07	三七,二〇五,八六三	12.42	三七,五九七,三五五	13.39
戰時利得稅	一		一		一	
營業利得稅	二七,四九八,三五七	9.32	二八,六八一,九七七	9.57	二二,四九七,〇七九	7.66
相續業稅	三,三五三,一六九	1.14	三,三二八,四二七	1.11	三,三五八,六三八	1.20
通業稅	四,八七二,七二四	1.65	四,七三六,八五三	1.58	四,八三六,八五二	1.72
兌換銀行券發行稅	二,九八〇,二四一	1.01	三,一六七,一〇四	1.06	三,三二一,六六五	1.18
酒稅	一,六三四,一四八	0.55	一,一五八,八二二	0.39	九六二,〇七五	0.34
醬油稅	九三,四五三,〇七二	31.63	九六,二二一,六六三	31.11	八五,〇八八,五三三	30.31
砂糖稅	四,九六四,七二三	1.68	四,九三四,七〇二	1.65	四,九三九,三六六	1.76
織物消費稅	二,〇五四,〇四九	0.71	二,三四五,一九一	0.82	二,七四三,四四七	0.97
石油消費稅	一九,九六八,一三九	6.76	一六,九五二,七〇七	5.66	一五,五二八,九三三	5.53
石油消費稅	一,六六八,七〇三	0.57	一,五五五,一四五	0.52	一,五七六,五八三	0.56

種別	大正五年度		大正六年度		大正七年度	
	稅額	比百分	稅額	比百分	稅額	比百分
賣藥營業稅	二六四,五三三	0.09	二六九,四〇九	0.09	二四四,八八六	0.09
取引所稅	三,四七一,七七七	1.18	三,〇三四,六五九	1.01	五,四〇五,七三七	1.93
内國稅總額	三二二,七八一,四九六	100.00	三八五,〇〇七,三八二	100.00	五三三,二五二,一八七	100.00
地租	七三,二八六,四六八	23.03	七三,四八四,二一八	19.09	七三,三三〇,六八八	13.74
所得稅	五,三二八,二二二	1.64	九四,六六八,四〇二	24.59	二二,三二七,九五五	4.21
戰時利得稅	一		一		八二,五一八,八九九	15.48
營業利得稅	二二,八六六,四〇八	7.11	二六,四二六,八三四	6.86	三四,四〇二,一九〇	6.45
相續業稅	四,〇二五,二二二	1.25	四,五九八,三二六	1.20	四,六二八,四六一	0.87
通業稅	五,二五四,七三三	1.63	六,二七三,〇八八	1.63	七,三三七,四八一	1.39
兌換銀行券發行稅	四,一〇五,七〇三	1.27	五,九六六,四八〇	1.55	九,〇二八,四五七	1.69
酒稅	一,三三〇,五六六	0.41	三九九,七六七	0.10	二,二二一,六九六	0.42
醬油稅	九〇,一八五,二二五	28.83	一〇六,八二七,一五四	27.74	一一〇,九五二,四七九	20.68
砂糖稅	五,三三三,九四六	1.70	五,二九〇,〇九七	1.37	五,三五一,〇二七	1.00
織物消費稅	二七,四四四,六四五	8.78	二九,八一五,四八六	7.74	三六,三五五,一六一	6.82
石油消費稅	二六,七六一,九八〇	8.28	一九,一五五,七二〇	4.98	二三,三〇七,四九二	4.37

石油消費税
 賣薬営業税
 取引所税

一、一六五、九四九	〇、三七	一、〇三九、四三八	〇、二七	九七九、三九二	〇、一八
二、三六、〇九五	〇、〇八	二、四三、〇二七	〇、〇六	二、五八、七七二	〇、〇五
九、三〇六、三二二	二、九七	一〇、八一九、四六五	二、八一	九、〇六五、〇一八	一、七〇

備考 税額は其の年度六月末日現計なり更に左表を参照せらるべし。

所得税累年對照表

(當初決定現計)

年別	區分	第一種	第二種	第三種
元年	人所得金額	一六、〇六三	一四、一九一、五五五	一、三四二、〇七一
元年	税所得金額	一一、五一〇、〇二六	二七、八、五四七	七、五五、四二五、七四二
二年	人所得金額	一六、二二〇	一五、四六六、八八三	九、五五、四二五、七四二
二年	税所得金額	一三、〇三三、六六四	三〇、三、九六九	二、七、五五、四二五、七四二
三年	人所得金額	二〇、六二七、八七八	二〇、八七四、三四八	九、七九、〇二〇
三年	税所得金額	一三、一六八、二九九	四、〇、九三三	六、六二、五八九、三〇二
四年	人所得金額	一八、二七〇	二、五六八、一六八	二、二、九三三、二九六
四年	税所得金額	一四、六七八、三〇八	四、四、九一九	九、六八、九一九

年	人所得金額	税所得金額	人所得金額	税所得金額	人所得金額	税所得金額	人所得金額	税所得金額
五年	一九、四〇九	四二、三五六、五〇六	二六、六六五、五六一	三三、三〇四、〇八一	九、五七、〇六八	六、四一、一九六、四八八	二四、一九一、九三六	一、〇三三、六九六
六年	二五、一五九	八七、八七三、八二二	五九、一〇八、七八二	三三、五六八、八二四	七、九、八六九、八四六	三五、四五〇、八二二	一、〇二七、三二〇	一、〇二七、三二〇
七年	二五、八七一	八三、九、五八三、二二〇	六二、〇四七、二二五	四八、三三二、〇六三	一、三、八七、四七三	一、〇一八、〇七〇、三〇二	六、一、七三、四、七一一	一、三、八七、四七三
八年	???	???	???	???	???	???	???	???

備考 大正七年第一種所得金額の減少したるは稅務官廳に於て決定遅延せる結果にして第二種第三種の増額程度と略同一ならむ。

戦時利得税累年比較表

年	人所得金額	税所得金額	人所得金額	税所得金額
七年	六、七、七一七	三〇、四、一八四、六〇七	六〇、八三六、九三三	一、六〇、五一一、〇三二
八年	???	???	???	一、八三、七六〇、三五二
九年	???	???	???	二、四、〇七六、七六九
十年	???	???	???	一、八三、七六〇、三五二
十一年	???	???	???	二、七、五六四、〇八七

本論

第一章 税法施行地域及納税義務者

(大正九年七月三十一日法律第十一號)

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

本條は本法の施行せらるゝ區域並に納税義務者を明にしたるものなり以下本法施行地住所居所納税義務者の意義に付き分説すべし。

本法施行地 本法施行地とは帝國領土の中所得税法の施行せらるゝ地域を云ふものにして元來一國の法律は特別の規定なき限り帝國の領土全域に其の効力の及ぶべきは法律夫れ自體の本來の原則なり然りと雖も租税法規の如き臣民に對し負擔を命する法律の如きは當該地の經濟狀態に適應すべきことに留意

し課税の爲めに産業自然の秩序を紊さざるを要するは當然にして若し帝國領土中殊に他と大體に於て文化の程度を異にする地域ありとせば之を施行地外と爲すを要すべし即ち

註 附則第八十四條 所得税法ハ當分ノ内小笠原島及伊豆七島ニ之ヲ施行セズ。

大正九年法律第十二號所得税法施行ニ關スル法律

第一條 所得税法ハ朝鮮臺灣及樺太ニハ之ヲ施行セズ

と規定し之を施行地外となせり而して朝鮮臺灣樺太關東洲に於ける法人の事業は近時長足の進歩發達を爲し何等内地に於ける法人に比して遜色なきに至れるを以て既に改正前に於ても法人に對しては關東洲を除きたる各地共法人に關する所得税の規定審査に關する規定以外を施行せられありたるものなるを改正と共に何れも單行法を以て法人に對してのみ所得税を課す其内容殆んど内地法人に關する分に同じ之等殖民地に於ける第三種所得税個人の收入を標準とすも臺灣朝鮮の如きは近き將來實施せらるゝに至らん。

註 關東洲所得稅令

大正八年七月三十一日
勅令第二二七號

樺太所得稅令

同 勅令第二二七號

朝鮮所得稅令

同 勅令第十六號

臺灣所得稅令

大正九年八月一日
律令第七號

住所 本法及本法附隨の命令は住所の何なるやに付き別段の規定を設けざるを以て一般の通則によるものとす。

一、個人 各人の生活の本據を以て其住所とす(民法第二十一條)

二、法人

イ 會社の住所は其本店の所在地に在るものとす(商法第四十四條第二項)

ロ 營利を目的とする社團法人(民法第三十五條)の住所は其主たる事務所の所在地に在るものとす(民法第五十條)

相互保險會社の住所は保險法業第八十二條により商法第四十四條を準用せらるゝを以て其本店所在地に在るものと解すべきものとす(法人の住所は本店又

は主たる事務所の所在地に於て何れも登記を爲し公告せらるゝを以て何等の疑ふ餘地なきも個人に在りては其の所謂生活の本據の認定は頗る困難して往々重複決定等の誤謬に陥ひり易し大體(1)公私の職務を有し其の所に居住す(2)一戸を構へ家族と共に居住す(3)營業場を有し其所に居住せる場合は總て住所あるものと認定すべく若し(1)の場合に於て他所に一戸を構へ家族を置き(3)の場合に於て他所に重なる所得を生ずる營業場ある場合は納税者に於て反對の場合に於て納税すること又自由なりとす而して住所を有しとは所得金額は決定に因り確定するを以て決定當時に住所を有せざれば納税義務なしと云ひ或は申告税なるを以て申告當時に有せし以上は假令決定當時に住所を有せざるも納税義務ありと論ずるものあるも何れも然らず法は單に住所を有しと規定し何れの時期に於て有せざるべからざるかを規定せざりし點より見るときは一月一日に有せしものは固より其以後に於て有せしものと雖も苟も住所を有せし時より其年十二月卅一日迄に於ける所得か税法所定の最低限度を越ゆるときは納税義務あるものとす又十二月三十一日以前に於て住所を喪失せし場

合も同一なりとす。

居所 居所とは自然人か現に其身を置く地を云ふ然れども一時の滞在の如き單に其の地に現住するのみにては未だ居所ありと云ふを得ず生活又は業務を營まんか爲め或期間繼續して居住するの意思あるを要するものなり一ヶ年以上居所を有する者とは前年十二月末日迄に滿一ヶ年を経過したるものを云ふものにして住所の場合に説きたる如く納税義務は一日一日に始まるものなるを以て夫れ以前一ヶ年居所を有せざるべからざるなり。

納税義務者 所得税は所得を收得する者に對し其の所得に付賦課する租税なるか故に苟も以上述べたる施行地住所居所の條件を具備するに於ては外國人たると内國人たると一戸を構ふると構へざると獨立して生活すると他の扶養を受くるものなるを問はず後章説明の所得を有するものは皆納税義務者なりとす又納税義務は相續人に移轉すべきことは國稅徵收法第四條ノ三の明記する所なるも移轉すべき税金は確定したるものにあらざれば移轉せざるものなり故に勤勞所得は無論のこと財産所得たりと雖も所得金額の決定以前は相續

人に於て納税義務を承繼すべき筋合にあらず若し其原因が死亡の場合は納税義務は死亡と共に消滅に歸すべきものとす。

第二條 前條ノ規定ニ該當セサル者左ノ各號ノ一ニ該當スル

キハ其ノ所得ニ付テノミ所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

一 本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スルトキ

二 本法施行地ニ於テ公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子支拂ヲ受クルトキ

三 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クルトキ

本條は前條に對する例外的補足規定なり即ち前條は本法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する者は本法に依り所得税を納むる義務あるものとなし本

法に依る納税義務者を限定的に規定したるを以てこれに依るときは等しく本法施行地に於ける所得者にして其の要件を具備せざる爲其の所得に課税を受けざることとなり本法施行地に居住する者は總て課税せらるゝに反し外國に居住する場合は勿論帝國領土内に居住する者も其の居住地本法施行地外なるときは遂に課税せられざるの結果となり到底地域的不公平たるを免れざるは敢て言を俟たざるべし。

これ租税普遍の原則を破り正義の觀念に背反すべし故に本條に於ては前條に該當せざる者と雖も本法施行地に於ける所得あるときは其の所得に就てのみ納税義務者たることを規定したるものなり而して本法は本條第一號の所得は納税義務者が法人なるときは第一種の所得税を個人なるときは第三種の所得税を課し第二號及第三號の所得は納税者の法人たると個人たるとに論なく課税の便宜上第二種の所得税を課することとせり以下條を逐ふて各其の場合に詳説すべし。

第二章 所得の種類

第三條 所得税ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

- 甲 法人ノ超過所得
- 乙 法人ノ留保所得
- 丙 法人ノ配當所得
- 丁 法人ノ清算所得
- 戊 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ヨリ生スル所得

第二種

- 甲 本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子
- 乙 第一條ノ規定ニ該當セサル者ノ本法施行地ニ本店又

ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

所得税には其の所得を收得する經濟主體を本位として賦課する一般所得税と其の所得の収入が未だ歸屬者の手中に入らざる以前に於て其源に遡りて課税額を扣除する如き所謂源泉課税若は課税額を扣除するにあらざるも其の所得の源泉毎に假令は同一人にして營業の所得公債利子の所得給料所得の三者を併有する場合に於ては各別々に所得を決定する特別所得税とあり本條は其の種類を明にしたるものなり一般所得税にありては其の調査頗る困難にして各人の所得源を洩なく捕捉するは至難なりと雖も租税の原則たる負擔の公平殊に累進率の適用により以て各人の擔税能力に順應する課税をなし得る長所は或る程度の困難は

止むを得ざるべく特別所得税に至りては調査の簡易課税の充實等又捨て難き長所ありと雖も要するに負擔公平の原則は得て望むべからざるの一大欠點を免れず本法は能く兩者の長所を採り個人所得にありては原則として一般所得税主義を採用し従來源泉課税なりし法人の配當金賞與金は皆個人に綜合課税するにあるも餘りに急轉直下の變更なるを以て企業を獎勵し産業を保護する意味に於て源泉綜合併用主義により其受けたる個人に於ては配當金の四割を控除する一面に於て配當を爲したる法人に於て百分の五の源泉課税を爲すものとす其他公債社債利子に新に銀行に於ける定期預金利子を課税の客體に加へ以て源泉課税を爲し法人に對しては新に獨立して納税義務を認め特種の課税を爲すものとす以下順次説明せん

第一種

本法施行地に本店又は主たる事務所を有する

法人の所得

- 甲 超過所得
- 乙 留保所得
- 丙 配當所得

超過留保の兩所得は法人を獨立の納税義務者と認めたるものにして配當所得は源泉課税の理由に基くものなり

本法施行地に本店又は主たる事務所を有したる 解散法人の所得 丁 清算所得

新に課税の客體とせしものにして源泉課税なり

本法施行地に資産又は營業を有する 外國法人の所得 戊 普通所得

舊法と同じく源泉課税にして法人夫れ自身の性質上之等税法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人は留保所得並に配當所得は課税せざるものとす。

以上法人は甲、乙、丙、丁、戊の五種に區分し所得の計算を爲すものにして説明の重複を避くる爲め各計算方法を述ぶるに方り詳論すべし。

第二種甲

一、公債社債利子

茲に公債とは起債形式の如何を問はず公に募集したる公法人の債務にして債務者たる公法人に於て債權が公に轉讓することを豫期せるものたるべく個人又は法人より借入れたるもの、如きは之を包含せざるものとす又税法施行地に於て支拂を受くるものなる以上其發行者が内國法人たると外國法人たるとを問はざるなり内國債及貯蓄債券は左の法律に依り課税せざるものとす從て課税を受くべき公債とは外國債又は地方公共團體の起債に係るもののみなり。

註一明治三十八年法律第十九號軍備補充ノ爲メ及臨時事件費支辨ノ爲メ明治三十七年以降政府ノ發行スル國債證券ノ利子及貯蓄債券法ニ依リ發行スル貯蓄債券ノ利子ハ所得稅ヲ免除ス。

註二明治四十二年法律第七號國債ノ利子ニハ所得稅ヲ課セス貯蓄債券の利子に所得稅を課税せざるは零細なる所得に課税せざる趣旨にして其當を得たるものなりと雖も國債に免除するは何等の理由なきなり人或は國債の利子に所得稅を徵收せば夫れ丈利子の支拂を有利にせざるべからざるを以て結局國家としては實益なきなりと然りと雖も國債に應募する程のもの

は概ね世の富者階級にして負擔能力の強大なるものに多く今や吾國所得税法は一變して一般所得税の一大理想に接近しつつあり然るに此際に於て特に國債利子を免除することゝ爲したるは遺憾なりと云はざるべからず外國貨幣を以て發行せられたる公債社債は本法施行地に利子の支拂地なきを以て課税せず又割引發行に係る大藏省證券臨時國庫證券の割引料は所得税法上利子に非らざるを以て第二種所得として課税せざるものとす。

國庫債券の拂込現金に代用したる公債額面と代用價格との差額は利子にあらざるなり

社債とは私法人が起債の形成に依りて募集したる債務の謂なり法人が自己の社債を所有する場合と雖も法律上の消却を爲さざる以上之が利子は第二種所得と見做すべきものとす

二 銀行定期預金又は定期預金の性質を有する銀行預金の利子

定期預金とは預け込みの期間を明約して其の期間の満了に於てのみ引き出しを爲すべしとの約束の下に預け入るゝ銀行預金を云ひ定期預金の性質を有す

る銀行預金なる文字は元大藏省原案には記載なかりしに脱税を豫防する爲法制局に於て追加せるものなるにより見るも大體通常定期預金と稱する銀行預金に對し課税せんとするものなりと雖定期預金の名稱を附せざるも利率期間等略其地方の定期預金に類するものゝ如きは即ち定期預金の性質を有する銀行預金と見做さるゝ場合あり信託預金は定期預金の性質を有するものなりと云ふものあるも信託預金は普通銀行に於ては之を有すと能わざるものにして只其の兼營を許されたる場合にのみ之を取扱ふものなり従て銀行本來の業務にあらざるを以て本文の所謂銀行預金に該當せざるものと解すべく殖民地銀行及特種銀行に於て信託預金を銀行本來の業務として法律に許されたるものは多少問題なりと雖も課税せざるものと信す況んや日本に於る信託預金は銀行以外の信託會社に於る預金高は相當の金額に達するに拘らず之に課税せずして獨り銀行に於る信託預金にのみ課税せんとする理由なきを以てなり又信託預金に對し多くは受託者たる銀行に於て最低收益率を保證するを以て利率の一定せる定期預金に頗る酷似せる點ありと爲し課税を要すべきものなりと論

するものあるも元來信託なる觀念は未だ信託法の發布を見ざる今日如何なる意味を有するやは詳ならずと雖も通俗の意味に従へば委託者たる資金所持者が受託者に對し自己の資金を提供し其の資金の運用を委頼し而して其の運用の結果に基き収益の支拂を受け受託者に對し報酬を支拂ふにあるを以て定期預金とは多大なる差あるなり定期預金にありては契約所謂預け入れの際豫め利子の確定するに反し信託預金にありては運用の結果を見るにあらざれば収益は定まらざるなり又受託者に於て最低収益率を保證することあるも信託預金の性質を毫も變更するものにあらず寧ろ借入金形式により定期預金の受入れを爲すものゝ如きは純然たる定期預金の性質を有するものなりと信す。

乙、利益利息の配當剩餘金の分配賞與若は賞與の性質を有する給與

本法は法人の配當金は全部之を受くるものに綜合課税するにあるを以て第一條の條件を具備せざるもの假令ば外國居住の日本人か内地の株式を所有し配當金を受くる場合の如きは課税の途なきを以て之が配當金の支拂ひを爲す際支拂者たる法人に於て税金に相當する金額を扣除し其の殘額を支拂ふものとす。

す賞與金は利益金の處分たるを要するを以て定款又は株主總會の決議に依らず彼の重役限り支給する使用人の賞與金の如きは第二種に該當せざるものとす。

第三種

個人の所得の全體を綜合し第二種所得として源泉課税されたる公債、社債、利子、銀行定期預金利子を除きたる一切を包含するものとす後章に詳細を記述すべし。

第三章 所得の算定

所得の幾何額なるやを計算する方法に豫算を以て算定する方法と既往に於ける實蹟を以て算定する方法との二種あり前者にありては其の豫算方法にして適實ならんか最も納税者の實際所得と納税との調和を保ち税率殊に累進率の効用全きを得るにあるも一步豫算を愆らんか叙上の効果は反對に來るべし後者即ち實蹟方法にありては既往の所得を目安とし現在の狀態に何等の願慮をも拂はず算

定するにあるを以て納税者と税務官廳との間に爭議を生ずるか如きこと比較的
少なく其算定又比較的容易なりと雖も所得税の如き純収入の總額を標準として
課する租税は其年の純収入金額より支拂ふを要するに収入と税額との間に調和
を紊し極端に論ずれば租税の爲めに元本を侵蝕するが如きことなきを保せざる
べし故に本法に於ては徵税の便宜其他所得の種類により其方法を異にせり即ち
第一種法人の所得にありては法人は常に決算を爲すものなるにより實蹟算定を
採用し既往の事實に基き算定す第二種の所得にありては勿論實蹟算定なり第三
種個人の所得にありては實蹟豫算の兩方法を併用し豫算の不可能なるものは既
往の事實により他は全部豫算主義を採用す以下款を分ち細述すべし。

第一節 第一種所得

第四條 法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除
シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利
益金又ハ剩餘金ニ依ル

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ所得
ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準シ
之ヲ計算ス

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場
合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始メヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄
ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

本條は法人の所得總額の計算方法を規定したるものなり茲に所謂總所得とは法
人の超過所得留保所得配當所得課税の根基を爲すものにして直に課税の客体と
爲るものにあらず但し本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の所
得は第一種戊の所得として直に課税の客体と爲り其所得の性質上留保所得配當
所得の課税なし只超過所得の課税あるは一般法人所得と異ること爲し又清算所
得に就ては其所得が直に課税の客体となり其の性質上其他の課税を受くるこ
となし而して本法上所謂法人即ち所得税を課せらるべき法人は私益を目的とす

る法人なり其の種類に依り區別せば合名會社合資會社株式會社株式合資會社其の他の法人の五となす商行為を目的とする法人は商事會社にして商行為以外の營利事業を目的とするものを民事會社と謂ふ相互會社は其の他の法人に該當し營利法人ならざるに之と同様所得税の賦課を受くるは一例外たり。

以下左記各項に分ちて第一種所得總額の計算方法を説明せん

一 本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の所得總額

各事業年度の總益金より總損金を扣除したるものを以て其の所得總額とし更に國債利子等免除所得を控除したるものを以て課税所得の總額とす從來は所得税を課せられたる法人より受けたる配當金又は此の法律施行地に於て支拂を受けたる公債社債の利子あるときは國債利子貯蓄債券利子以外の利子に就ても之を總益金中より控除せしも改正法は控除せず而して保險會社に在りては保險責任準備金をも控除すべきものなり是れ保險會社に對しては總益金より總損金を控除すと規定せず單に利益金又は剩餘金に依ると規定せる所以なり即ち保險會社に對しては事實損金に非ざる保險責任準備金を控除せざる

べからずと爲せるは該準備金は將來發生すべき保險事故に對し豫め保險金の支拂を保證するか爲に公益上必ず設けざるべからざるものにして其の儘利益として存すべきものにあらず從て之を積立たる事業年度に於て損金に準じて控除し其の期末に現在するものは翌期の益金に繰入るゝ計算方法を執るものなるが故に特に總益金總損金と謂はざるものとす剩餘金は相互保險會社にのみ存す即ち相互會社は營利法人に非ざるを以て其の事業より生ずる收支殘額が通常利益と稱すべきものにあらずとの理由に出でたるものとす而して利益金又は剩餘金の計算方法は保險業法附屬法令に於て之を詳にせり。

二 本法施行地に本店又は主たる事務所に有せざる法人の所得

其の法人が本法施行地に於て有する資産又は營業より生ずるものに付てのみ所得税を納むるものなるが故に其の所得の計算に關てしも各事業年度に於て該資産又は營業より生じたる益金中より之に關して生じたる損金を控除したるものに依るべきものとす。

三 法人が事業年度中に解散し又は合併に因り消滅したる場合は其の事業年度の

始めより解散又は合併に至る迄の期間を以て一事業年度と看做し前二項に依る所得の計算を要するものとす

第一種所得の何なりやは以上所述の如しと雖も總益金又は總損金の意義に對しては税法上何等明定する處なし従て普通の觀念に依り之を解するの外なし今之が説明を試みん。

一、總益金

總益金とは各事業年度間に於て資本利用の結果として増加したる財産價額の總計を謂ふ茲に資本利用の結果として増加したる財産價額と謂へるは株金、出資金若くは社債等の如き法人が之を取得すると同時に一種の負債を増すが如きもの及其の事業年度間の利益に非ざる前期繰越金等を除外せんが爲なり其の資本利用の結果として得たる財産とは事業直接の益金、貸金又は預金、利子、有價證券の利子又は配當金、物件の賃貸料及び不動産、不動産、有價證券等其の事業年度内に於ける時價の増差額等之なり。

二、總損金

總損金とは各事業年度間に於ける収益的支出即ち直接資産を構成し又は債務を減少せんが爲にする支出にあらざるもの(未だ支拂を爲さざるも其の性質利益の有無に拘らず支拂を爲すべき義務を負担するものなるときは之に該當す)及不動産、不動産、有價證券等の其の事業年度内に於ける時價の減差額等之なり。總益金及び總損金は前述の如く解すべきものなるも實際の取扱に於て納税義務者と税務官廳と所見を異にし紛議を生ずる場合少しとせず今損益に關する個々の事實に付疑問誤解等の生じ易き事項を摘録し其の取扱方を舉示すればさの如し。

一、益金に計算を要し又は損金に計算すべからざるもの

イ、當該事業年度に於て買得したる土地建物等固定資産の價格を損失に掲上したるときは同時に其の買得に係る固定資産の價格を當該事業年度決算期に於ける時價を以て益金に計算すべきものとす

ロ、株式會社が額面以上の價額を以て株式を發行したる場合に於て其の額面を超ゆる金額に對して課税すべく既存の會社に限らず會社成立前に於けるも

のと雖も額面以上の株式募集は發起人が會社の爲になしたる行爲なるのみならず現に總會の決議を経て該収入を會社の準備金に組入れたる以上は會社の營利的所得なりとす合名合資會社の加入持込金亦同じ

ハ掛賣代金は債權確定の時期に屬する事業年度の益金に加算すべきものとす
ニ會社が建設費として受けたる補助金又は寄附金の如きは損益計算書に掲上するに否かを問はず總て益金として計算すべきは勿論縣の補助金にして縣の命令に於て補助金を還付すべき條件あるも此の條件に依り現實に還納すべきことの未だ確定せざる金額は之を損金に計算すべきものにあらず。

ホ法人の總益金中には時價の増差額を包含す隨て土地建物及株式の時價増差額即ち評價益を所得金額中に算入すべきものとす。

ヘ個人銀行が株式會社組織と爲すに際し後繼株式會社は個人銀行の財産全部を譲受けたる結果差益を生じたる場合に於ては後繼會社の益金として計算すべきものとす。

ト會社が臨時總會の決議を以て優先株に對する定款規定の權利を削除し之が

報價として一定の金額を支給することとし之に對して給付したる金額と雖も損金として計算すべきものにあらず。

チ「プレミアム」は株式の引受けありたる日の屬する事業年度の利益に計算すべきものとす株式の募集方法が直接たるに他の團體又は法人が引受けたることを問はざるなり。

二損金に計算し又は益金より扣除を要するもの

イ總益金中前年度繰越益金又は前年度以前に於て課税せられたる積立金を包含するときは之を總益金より扣除すべきものとす。

ロ總損金中前年度繰越損金を包含し若は之を包含せざるも總益金より總損金を控除したる純益金を以て前年度繰越損金の補填に充當したるときは之を當期の損金に計算すべきものとす。

ハ資本金額の異動に依り計算上生じたる差益に對しては益金として計算せざるものとす。

ニ明治四十三年二月大藏省令第三號第一回四分利公債規程第十條及同年三月

同第七號第二回四分利公債規程第十條本文に依る代用國債の額面金と代用價額との差額は國債の利子に相當するものなるを以て總益金中より控除すべきものとす。

ホ、商法第九十六條に依る配當利息は株式會社が全部の開業を爲さざる期間之を爲し得るものなるを以て現に一部の開業を爲したりと雖も定款の規定に基き株主に配當するものなるときは會社が損金となし又は損金となさざるも未開業中の利益を以て配當したるときは之を損金とすべきものとす。

ヘ、所得税は納税義務確定したる納税義務の確定は所得金額決定通知ありたる時とす事業年度の損金として計算すべきものとす従て其の事業年度の所得に對する所得税を見積り損金に計算すべきものにあらず。

ト、會社の債務を償却する爲め重役より寄贈せられたる金額に對し爾後株主總會の決議により會社の利益金を以て此の寄贈金に相當する金額を返還したるものゝ如きは結局寄贈金の返還に外ならざるを以て損金に計算すべきものとす。

チ、社債券を額面以下にて發行せる場合其の額面に達せざる金額を分割償却したるときは其の償却年度の損金に計算すべきものとす。

リ、無盡業法に依る無盡給付資金は積立たる事業年度の損金とす。

ヌ、會社の創業費は會社が現實に消却したる年度の損金に計算すべきものとす。ル、退職者に對し支給せし退職慰勞金又は功勞金は其の支出が利益の分配を條件とするものは格別普通の場合に於ては會社の計算如何に拘らず損金として計算す。

ヲ、總益金中より總損金を控除したる純益の内より器械器具償却積立金等の名稱を以て積立てたるものは損金として計算すべきものにあらず。

ワ、船舶保險積立金及船舶大修繕積立金は他日の入用に充てたるものにして現實の損失金にあらざれば損金に計算すべきものにあらず。

カ、滞貨消却什器償却は其の事業年度に於て現實償却したるものを損金として計算すべきものにして將來の減價に備ふるに止まるものゝ如きは損金とすべきものにあらず。

ヨ、積立金等資本的負債を以て其の事業年度の損金(使用人に退職慰勞金を支給したる場合の如き)又は前期繰越損金に充當したるときと雖も損金として計算すべきものとす。

タ、貯蓄銀行の給付補填備金は之を積立たる事業年度の損金とす。

レ、法人の重役又は使用人に對する賞與金は假令損益計算書上損金に計算すると雖も株主總會又は定款の規定に因り明かに利益金の處分たることを認めらるゝ場合は損金にあらず。

ソ、減價償却は其資産の壽命年限、壽命年限經過後に於ける残骸價格を基礎とし合理的に其の計算を爲したる場合に限り損金に計算し過大償却は利益の留保を意味し秘密積立金を構成するを以て其差額は損金にあらざるなり。

ツ、鑛山の消却は其の鑛物埋藏量に對する採掘可能量と當該事業年度の現實採掘量の比により消却すべきものとす。

左に本條に依る所得の計算例を示すべし。

總 益 金

一〇、〇〇〇、〇〇〇

内 國債利子
重要物産製造益金

10,000
100,000

總 損 金

八、〇〇〇、〇〇〇

内 重要物産製造損金

△ 8,000,000

差 引 益 金

二、〇〇〇、〇〇〇

利 益 處 分

當 期 利 益 金

二、〇〇〇、〇〇〇

前 期 繰 越 金

二〇〇、〇〇〇

内

法 定 積 立 金

二〇〇、〇〇〇

別 途 積 立 金

三〇〇、〇〇〇

固 定 資 産 償 却 金

△ 五〇、〇〇〇

内 重要物産製造業負擔

50,000

重 役 退 職 慰 勞 金

△ 一〇〇、〇〇〇

同

100,000

役 員 賞 與 金

二〇〇、〇〇〇

株 主 配 當 金

一、二〇〇、〇〇〇

後 期 繰 越 金

一五〇、〇〇〇

右の場合に於て所得税を課せらるべき所得の計算は次の如し。

總所得 $10,000,000 - (8,000,000 + 50,000) = 100,000 = 1,850,000$ 圓
 免除所得 $5,000,000 - (4,000,000 + 25,000 + 50,000) + 10,000 = 935,000$ 圓
 差引所得 $1,850,000 - 935,000 = 915,000$ 圓

第一款 超過所得

第五條 法人ノ各事業年度ノ所得力同年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス

施行規則

(大正九年七月三十一日勅令第二百二十六號)

第一條 法人ノ超過所得ノ算出ニ付其ノ資本金額ニ對スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ當該事業年度ノ月數ヲ資本金額ニ乘シ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十ヲ乘シテ之ヲ計算ス。

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月ニ充タサル端數ヲ生シタルトキハ之

ヲ一月トス。

前二項ノ規定ハ所得稅法第二十一條ノ規定ニ依ル超過所得ノ各級金額ノ算出ニ付之ヲ準用ス。

本條は戰時利得稅法の後身とも見るべきものにして彼にありては其の算出に付戰前の収益歩合を顧慮せしも此にありては只單に資本金額(後に詳説す)に對する年一割を限度とし夫れ以上所得が超過する場合に課稅せらるゝものとす法人の所得は結局は投資者たる株主又は社員に分配せらるべきものなりと雖一面には又經濟主體としても全く投資者とは獨立して經濟單位を成し而も經濟界に於ける企業者としての活動能力は自然人に優越すること普通にして自然人よりも永き生命を有すること亦多言を要せず故に自然人に對立して租稅の賦課を成すも何等理論に背反することなし況んや普通の利廻り以上の所得ある場合に課稅する超過所得は最も理想に近きものなり即ち所得の小なるものに輕課し所得の大なるものに重課する近代租稅政策たる應能提供の原則に合致するものとす而して之か算出の例を示さむに

一 事業年度 自大正九年五月二十六日
至大正九年十一月二十五日

一 資本金額 二〇、〇〇〇、〇〇〇圓

一 所得金額 三、五〇〇、〇〇〇圓

$$\frac{20,000,000 \times 6}{12} \times \frac{10}{100} = 1,000,000 \text{圓} \quad \text{百分ノ十相當額}$$

$$3,500,000 - 1,000,000 = 2,500,000 \text{圓} \quad \text{超過所得}$$

初回又は解散等の場合に於て事業年度に歴の方法に依るも端數を生ずる場合は一月に切上げ納税者の利益に算定せらるる即ち日割計算を成さざるものとす。

第六條 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越欠損金アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除

ス

本條は第一種所得の甲超過所得課税に對する計算の基礎となるべき資本金の計算方法を規定したるものなり法人の各事業年度の超過所得は當該事業年度の資本金利用の結果生したるものなり故に利用資本金に對する所得の割合は租稅負擔の能力を表示す是れ所得稅法が資本金を以て課稅率を考査したる所以なり資本金に計算せらるべきものは拂込株式金額、出資金額又は基金及法定積立金其の他の積立金並に各種基金等法人の社内留保金一切を包含す然れ共保險會社に於ける保險責任準備金、保險支拂備金は等しく社内留保金なるも所謂純利益の留保と性質を異にし資本金より除算せらるべきものとす繰越欠損金は資本金より控除すべきは現實資本金減少し居るものなるを以て當然なりとす而して之れが資本金の計算は各月末現在の月割平均額に依るものとす。
左に資本金計算例を示すべし。

自大正九年七月
至大正九年十二月 事業年度資本金調書

月別	拂込株式 金額	法定 積立金	配 準備金	使用人 恩給基金	使用人 救護基金	前期 繰越金	前期繰越 欠損金	差引月末 現在金
七	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	三〇、八七一	二、五七〇	四三、三三〇	—	一、五六、六七二
八	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二九、九八一	二、五七〇	四三、三三〇	—	一、五五、七六一
九	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二八、七七一	二、八八一	四三、三三〇	—	一、五八、八五三
一〇	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二七、六三三	二、八九一	四三、三三〇	—	一、五八、七五二
一一	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二六、五一一	一〇、九八〇	四三、三三〇	—	一、五〇、七三一
一二	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二五、三三二	一〇、九八〇	四三、三三〇	—	一、五七、五一一
平均	—	—	—	—	—	—	—	九、四九九、三二八
計	—	—	—	—	—	—	—	一、五八三、二二九

即ち求むる所の資本金は一、五八三、二一九圓なり。

未拂込株式金額又は未出資金額は資本金に計算せざるものとす各資本金計算に於て圓未満の端數を生じたるときは各廉毎に之を切捨つるものとす、勞務出資又は信用出資等若くは事業年度の中途に於て積立税金引當として毎月積立てるものも如きたる金額は資本金

として計算すべきものにあらず。

自大正九年七月
至大正九年十二月 事業年度資本金調書

月別	拂込株式 金額	法定 積立金	配 準備金	使用人 恩給基金	使用人 救護基金	前期 繰越金	前期繰越 欠損金	差引月末 現在金
七	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	三〇、八七一	二、五七〇	—	—	一、五九、九四二
八	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二九、九八一	二、五七〇	—	—	一、五九、〇五一
九	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二八、七七一	二、八九一	—	—	一、五七、一三三
一〇	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二七、六三三	二、八九一	—	—	一、五六、〇三三
一一	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二六、五一一	一〇、九八〇	—	—	一、五四、〇〇一
一二	一、五〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二五、三三二	一〇、九八〇	—	—	一、五二、八〇一
平均	—	—	—	—	—	—	—	九、〇九八、九三八
計	—	—	—	—	—	—	—	一、五二六、四八九

即ち求むる所の資本金は一、五二六、四八九圓なり。

重役の寄附金等に依り事業年度の途中に於て前期繰越欠損金の全部又は一部を補填したる場合は其補填したる月の繰越欠損金は減することとなるは當然とす

従て月末現在金は増加すべきなり。

第七條 本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セサル法人又ハ所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

施行規則

第二條 所得稅法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資産價格ニ對スル所得稅法施行地ニ於ケル資産價格ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス。
前項ノ場合ニ於テ資産價格ノ割合ニ依ルヲ不適當トスルトキハ收入金又ハ所得ノ割合其ノ他適當ナル方法ニ依リ之ヲ計算ス。

第三條 所得稅ヲ課スベキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ超過所得算出ノ基礎タル資本金額ハ總資産價格ニ對スル所得稅ヲ課スベキ所得ノ基本

タル資産價額ノ割合ヲ總資本金額ニ乘シ之ヲ計算ス此ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス。

本條は超過所得金を計算するに方り本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる即ち第二條に該當する法人並に所得稅を免除せらるべき所得を有する本法施行地内の法人の資本金は所得稅の賦課を受くべき所得に對應すべく之を見出さざるべからざるを以て其方法を規定したるものなり即ち

一 製鐵業獎勵法により所得稅を免除せらるゝ場合

(イ) 會社總資産價格

(貸借對照表資産の部合計より未拂込資本を除き) 成るべく各月末毎を調査し月數に依り平均す

五、〇〇〇、〇〇〇圓

(ロ) 製鐵業資産

(貸借對照表資産の部より適宜見積り成る) べく各月末毎に調査し月數に依り平均す

一、五〇〇、〇〇〇圓

(ハ) 其他即ち課稅を受くべき事業に對する資産

三、五〇〇、〇〇〇圓

(ニ) 會社總資本金(前條の規定に依り算定)

三、〇〇〇、〇〇〇圓

$$\frac{3,000,000 \times 3,500,000}{5,000,000} = 2,100,000 \text{圓}$$

課稅を受くべき事業の資本金 圓以下
の端數は切捨つるものとす

更に超過所得の計算を爲せば

- (ホ) 會社純益金(總益金より總損金を控除) 七五〇、〇〇〇圓
- (ハ) 製鐵業同上(同) 四五〇、〇〇〇圓
- (ト) 其他同上(同) 三〇〇、〇〇〇圓
- (チ) 事業年度(六ヶ月) 三〇〇、〇〇〇圓

$$\frac{2,100,000 \times 6}{12} \times \frac{10}{100} = 105,000 \text{圓} \quad \text{百分の十相當額}$$

$$300,000 - 105,000 = 195,000 \text{圓} \quad \text{超過所得金}$$

製鐵業の利益四五〇、〇〇〇圓は全部免除せられ他の利益の中より資本金に對する利廻り年一割に相當する一〇五、〇〇〇圓を控除し殘額一九五、〇〇〇圓を以て超過所得金とするものとす其他本法第十九條の規定に依る重要物産の製造より生ずる所得又は本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる外國法人等に對する超過所得の算出及び貯蓄債券法に基き發行せられたる貯蓄債券の利子を有する法人の場合も亦同一に取扱ふものとす。

二 國債利子を總益金中に包含する場合

- イ、會社總資産價格 五、〇〇〇、〇〇〇圓
- ロ、國債價格 五〇〇、〇〇〇圓
- ハ、會社總資本金 三、五〇〇、〇〇〇圓
- ニ、會社純益金 七五〇、〇〇〇圓
- ホ、國債利子金 一〇、〇〇〇圓
- ヘ、事業年度六ヶ月

此場合は先づ國債に對する資本が如何なる割合に充用せられあるかを見出すを要す其の方法に二つの方法あり。

A法 $\frac{3,500,000 \times 4,500,000}{5,000,000} = 3,150,000 \text{圓}$

B法 $\frac{3,500,000 \times 740,000}{750,000} = 3,453,334 \text{圓}$

圓位以下は切捨つるものとす

利廻りの常に五分以下に居るべき國債を所有する會社の資本金を區分する場合に於て施行規則第三條本文前段に依るA法に依るときは著しく所得の利廻

りを多大ならしめ従つて課税を受くべき超過所得を多額ならしむ之れ國債を所有する會社の苦痛なるのみならず國家の國債政策にも影響することなきにしもあらざるを以て寧ろ此場合は常に兩法を算出し何れか納税者の利益なる方法を探ることに取扱ふものとす之れ固より國家の國債政策より來れる便宜法にして純理論としては資産に依り按分するA法を適當となすべし。

免除を受くべき事業か欲損なりし場合又は國債竝に貯蓄債券を所持するも當該事業年度中利子の収入なかりし場合は資本の分割を要せざるものと解せざるべからず何んとなれば本文中「所得税ヲ課スベキ所得ト其他ノ所得トヲ有スル云々」とありて之等の所得なき場合は勿論資本分割を要せざるものとす況んや製鐵業又は重要物産の製造業より生ずる所得の免除は申請を條件とし若し申請を爲さざる場合は免除の取扱を爲さざるに徴するも所得なき場合に於ては免除申請なる問題の生ずる筈なきを以てなり強て資本の區分を要すと爲さんか對資本利益歩合を異にし納税者は産業保護の爲め設けられたる法規の爲め反つて重課せらるゝ結果に陥り國家の此の規定を設けたる目的にも反するに至らん世に斯の如

き矛盾あらんや。

第二款 留保所得

第八條 本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他ノ名義ノ何タルヲ問ハス法人ノ所得中其ノ留保シタルモノヲ謂フ

本條は本法に所謂積立金の性質を明かに爲したるものにして即ち積立金其他名義の何たるを問はず法人の所得中其の留保したる金額の謂ひなり

故に各種基金繰越金の如きも税法上所謂積立金なり會社が資産の過大償却を爲したる場合に於て相當償却額を越ゆる金額及資本的支出を収益的支出と爲し損金にすべからざるものを損金として計算したる場合に於て其の金額は共に其の事業年度の社内留保金と看做さるべきものにして本條の積立金に該當するものとす。

第九條 法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト爲シタル金額ヲ

以テ法人ノ留保所得トス
法人カ積立金ヲ減少シタルトキハ其ノ減少額ヲ填補スルニ
至ル迄其ノ後ノ各事業年度ノ留保所得ニ付所得税ヲ課セス
積立金ヲ減少シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタルトキハ
合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ付
前項ノ規定ヲ適用ス但シ合併ノ際合併ニ因リテ消滅シタル
法人ノ積立金ヲ以テ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ
設立シタル法人ノ株式金額又ハ出資金額ニ充當シタルモノ
ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

施行規則

第四條 所得税ヲ課スベキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得税ヲ課
スベキ留保所得ハ總所得ニ對スル所得税ヲ課スベキ所得ノ割合ヲ總留保所

得金額ニ乗シ之ヲ計算ス

積立金の何たるやに就ては前條説明の通なるも法人の留保所得に課税せんとす
る理論に至りては少しく説明を試みる必要あり留保所得と云ふも法人の所得を
形くるものなるは勿論なるを以て法人に擔稅力のある以上之に課税するに何等
不可あることなし既に第五條超過所得の場合に於て記したる如く法人は經濟上
社會上將又政治上市町村會議員營業稅調查委員選舉等獨立して其の實在を認め
らるゝ以上茲に納稅義務の追隨し來るべきは當然にして其の負擔能力を超過所
得にありては其の運用しつゝある資本の通常利益以上を捕捉し留保所得に在り
ては其の有し又は有せんとする資産(留保せられたる積立金)の多寡を標準とし測
定せんとするにあり所謂法人の所得税負擔額は以上兩方面より見たるものと解
すべきものとす若し夫れ家族的法人を新設し常に其利益を社内に留保し配當を
爲さず又配當を爲すも單に名目のみの配當をなし第三種所得の輕減を圖らんと
する不徳義なるもの簇出せんか更に税法の改正を必要とせんのみ第二項法人が
積立金を崩し配當金に充用し又は欠損其他の費用に充當したる場合は其減少額

を填補したる積立金に對し課税せざるは積立金の填補たる積立金は何等法人の實質上資産に増加を來さざるを以て課税せざるものと解すべし而して其計算を示さんに

一、積立金の増加したる場合

イ、會社純益金(免稅所得を含む)

五〇〇、〇〇〇圓

ロ、國債利子金

五〇、〇〇〇圓

ハ、課稅所得金(第四條の規定により算出)

四五〇、〇〇〇圓

ニ、留保金

二〇〇、〇〇〇圓

$$\frac{200,000 \times 450,000}{500,000} = 180,000$$

課税せらるべき留保所得金

二、積立金の減少したる場合

イ、事業年度初頭現在積立金

法定積立金

二〇〇、〇〇〇圓

別途積立金

一五〇、〇〇〇圓

使用人救濟基金

五〇、〇〇〇圓

前期繰越金

五九、六五〇圓

合計

四五九、六五〇圓

ロ、事業年度中積立金使用

救濟基金支出

一〇、〇〇〇圓

退職重役慰勞金(前期繰越金より支出)

三〇、〇〇〇圓

ハ、期末利益處分

當期利益金

五〇〇、〇〇〇圓

前期繰越金

二九、六五〇圓

合計

五二九、六五〇圓

此處分

法定積立金

二五、〇〇〇圓

別途積立金

七〇、〇〇〇圓

救濟基金

一五、〇〇〇圓

役員賞與金

五〇、〇〇〇圓

配當金

三〇〇、〇〇〇圓

後期繰越金

六九、六五〇圓

$(25,000 + 70,000 + 15,000 + 69,650) - (29,650 + 30,000 + 10,000) = 110,000$ 圓 留保所得金

第二項の規定たる積立金を減少したるときは其の減少額を填補するに至る迄其の後の各事業年度とは法人が現實に積立金を使用したるとき以後に終了する事業年度一切を云ふものとす。

第三款 配當所得

第十條 法人ノ各事業年度ノ所得中利益ノ配當又ハ剩餘金ノ

分配ニ充當シタル金額ヲ以テ法人ノ配當所得トス

法人ノ積立金ヲ減少シテ利益ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ充當シタル金額ハ之ヲ前項ノ配當所得ニ加算ス

施行規則

第六條 所得税ヲ課スベキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ所得税ヲ課

スベキ所得税法第十條一項ノ規定ニ依ル配當所得ノ計算ニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

本條は第一種の所得税を課すべき配當所得の性質を明かになしたるものなり法人の社外流出金たる配當金を配當所得として法人に課税するは改正法が法人を獨立の納税主體と認めたる主義よりして理論上非なるも其の之に課税すと爲したるは源泉課税の方法を採用せしに依るものなり即ち從來に於ては法人の配當金を之が所得者に對して何等課税を行はず法人の所得に合算し源泉課税を爲せり之れ課税技術上の便宜に出でたるものなり改正法に於ては源泉課税と綜合課税とを併用せり即ち配當金の六割を配當所得者の所得に綜合課税することゝなじ一面又法人に於て百分の五の源泉課税することゝなじたり之れ源泉課税より綜合課税に急轉直下するを避けたるなり。

法人に配當所得税を課することゝなしたる理由は前述の如し而して本條による

ときは法人の各事業年度の所得中利益の配當又は剰餘金の分配に充當したる金額を以て法人の配當所得とすと規定し法人の積立金を減少して利益の配當又は剰餘金の分配に充當したる金額は之を前項の配當所得に加算すと規定せしは配當所得の源泉課税に漏れなきことを期したるものなり積立金を以て配當又は分配に充當したるときは積立金の減少を來すが故に前條の規定に依り其の減少額を補填するに至る迄其の後の各事業年度の留保所得に就き所得税の課税を免がべきは必然の結果なりとす。

本條第一項の配當所得の計算に付き當該事業年度の總所得中所得税を課すべき所得と所得税を免除すべき所得とある時は其の配當所得は總所得に對する所得税を課すべき所得との割合を總配當金額に乘して之を計算すべきものとす此の場合配當所得の源泉課税を裏切ることなるも一の例外と見るの外なし而して茲に附言すべきは法人が増資を爲す場合に於て積立金を以て増資の拂込に充當したる場合の法律關係は一旦積立金を配當し更に株主より拂込を爲すものと認むべきが故に之を法人に對する配當所得に加算すべきは勿論なり。

配當所得計算例

總益金中に所得税を課する所得と課せざる所得とあり且つ留保金を減少したる場合に於ける算定

当期利益金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	圓	所得税を課すべき所得	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越金	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇		所得税を課せざる所得	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
計	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇			
内				
法定積立金	五〇、〇〇〇、〇〇〇			
別途積立金	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇			
役員賞與金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇			
株主配當金	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇			
特別配當金	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇			
後期繰越金	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇			

即ち右の場合に於ては次の如き計算となる

配當すべき金額 $900,000,000 \times (\text{積立金減少額} 20,000,000 + \text{課税すべき総所得} 900,000,000) +$
 (積立金減少額 $20,000,000 + \text{總所得} 1,000,000,000) = \text{配當所得} 811,764,000$

説明

- 一、積立金減少額は前期繰越金三〇〇,〇〇〇,〇〇〇より法定積立金別途積立金後期繰越金の合計二八〇,〇〇〇,〇〇〇を差引たる残額とす。
- 二、本計算は略算法を採れり普通に計算するときは先づ積立金減少額二〇,〇〇〇,〇〇〇は役員賞與金一二〇,〇〇〇,〇〇〇配當金九〇〇,〇〇〇,〇〇〇とに充當せられたるものなるが故に積立金減少額を役員賞與金と配當金とに案分して配當金に對する充當額を求め之を配當金より控除し其の残額に對して總所得に對する所得税を課すべき所得の割合を乗して算出すべきものなり。

第四款 清算所得

第十一條 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財産ノ價額力解

散當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込済金額又ハ出資金額及金錢ノ總額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

本條は從來課税外にありし法人の解散後の利益に課税せんとするものなり而し

て清算所得とは法人の解散の場合に於て其清算に因りて生ずるもの及合併の結果に基く資本異動の關係に因りて生ずる二者あり元來清算所得の生ずる原因は(一)清算期間中に於ける収益(二)秘密積立金の存在(三)營業の賣却等數多あるべしと雖も概ね過去數年間に於ける累積より成る所得大部分を占むべし假令ば所有土地建物の時價の騰貴の如き著しきものなるべし即ち土地の如きは概ね購入原價により計算せられ之に對する時價の騰貴の如きは全然顧慮せざるを普通とすればなり基礎薄弱なる法人にありては評價増を爲し配當又は欠損に充當するところも固より例外にして會計の常道より云ふときは正當なるものと云ふを得ず故に法人の生存中財産状態の鞏固なりし法人は清算所得の多大なる理なり清算所得と雖も綜合課税の根本主義よりすれば等しく利益の收得者たる各個人に付第三種所得として課税するにあらざれば徹底せざるの嫌あり況んや法第十四條第二項は法人の社員退社の場合に於て持分の拂戻として受けたる金額が其の出資金額を超過するとき又は株式の消却に因り支拂を受けたる金額が其の株式の拂込濟金額を超過するとき各其の超過金額は何れも之を當該法人より受けたる利

益の配當と看做し第三種の所得として算定課税すべきことを規定するに於ておや思ふに清算所得の課税方法を純然たる源泉課税に止めたるは一つは徴税の便宜よりと從來此種所得は法人個人共課税外なりしを今新に課税の客體となしたるに直に綜合課税するは所謂急轉直下の改革なるを以て之を源泉課税の輕課に止めたるものにあらざるか然らざれば法人の解散後の納税義務は何等の理由をも發見するを得ざるべし。

合併も亦法人格の消滅にして解散の一種なり只清算の手續を爲さず合併後存続する法人(吸取合併の場合)又は合併に因りて設立したる法人に(新設合併の場合)其財産を引繼ぐの差あるのみ而して合併によりて消滅したる法人の合併實行の際に現に有せる内部的負債を超過して株式の拂込又は出資金額を認められ或は現金の給付を受くるときは所謂清算を爲す法人が其資産を處分して利益を得ると何等擇ふ所なく一種の清算利益なり只商法の規定上合併法人は清算を爲さざるものなるにより清算所得のあり得べき等なきを以て之を清算所得と看做したる迄なり之れ只手續上の差あるに過ぎずして兩者等しく課税するにあらざれば公

平を欠くは論を俟たざるなり又清算所得を以て直感的に社員の出資金又は拂込
 濟株金を超過したる資産一切を含むものなりと解するものあるも然らず只解散
 當日以後に生じたる利益に課税せらるゝものにして解散當日以前に所有せし資
 産(積立金)は既に課税せられたるものなれば同一の所得に對し二重に課税せらる
 ゝの理なし假令ば

解散當日現在出資金	五〇,〇〇〇圓
積立金	五〇,〇〇〇圓
利益金	一五,〇〇〇圓
利益處分	
配當金	一〇,〇〇〇圓
積立金	五,〇〇〇圓
殘餘財産の價格	一三〇,〇〇〇圓
清算所得	130,000 - (50,000 + 50,000 + 5,000) = 25,000圓

茲に所謂殘餘財産とは金錢又は直ちに金錢に換價の容易なる銀行預金等のみを

指稱するにあらずして物其ものを分配せんとする場合の如きは其物の價格時價
 に見積るをも包含すものとす次に合併の場合に於ける計算を示さんに
 イ、合併により消滅する法人の合併實行の際に於ける

拂込株式金額	五〇,〇〇〇圓
積立金	三四五,〇〇〇圓
當期利益金	五〇,〇〇〇圓
合計	八五〇,〇〇〇圓

當期利益金は全部新會社に引繼ぐ

ロ、合併後存續する法人若は合併に因りて設立したる法人より受くる株式

五〇圓拂込株式 二十萬株

$$200,000 \times 50 - 8,500,000 = 1500,000圓 \text{ 清算所得金}$$

第十二條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法
 人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得稅ヲ納ム

ル義務アルモノトス

本條は法人が合併の場合に於ける納税義務の繼承を規定したるものなり。普通の場合に於ける解散法人は其の清算事務終了迄は清算の目的の範圍内に於て尙法人存続するものと看做さるゝも合併に因りて解散したる法人は合併と同時に直に其の人格を消滅し其の所得に對する納税義務の歸屬者なきに至るべし是れ本條ある所以にして合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人は合併に因りて消滅したる法人の所得に付所得税を納むる義務あるものとし納税義務の繼承を明かにしたり而して合併に因り消滅したる法人の所得とは其の最終法人の所得たる清算所得のみならず既事業年度の所得に對し未納税のもの全部を包含すること勿論なり。

第二節 第二種所得

第十三條 第一種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第二種の所得の算定は殆んど何等の説明を要せざるべし只だ一言注意すべきは

支拂を受くべき金額にして現に支拂を受くる金額にあらざること是れなり第二種の所得は後に説明するが如く支拂者に於て税金額を控除するを以て現に支拂を受くる金額は利子額即ち支拂を受くべき金額より其の利子金額に對する税金額を控除したる殘額なればなり故に所得は税金額を控除せざる金額にして即ち支拂を受くべき金額なりとす而して所得の單位は利札一枚又預金證書一通毎に計算すべきものにして利益若は利息の配當剩餘金の分配の如きは其事業年度の支拂を受くべき總額によるべきものとす賞與若は賞與の性質を有する給與にありては時々の支拂金額なり帝室御所有又は皇族の御所有に係る公債及社債利子に對しては所得税を課せず蓋し租税は臣民の之を負擔すべきものなることは憲法第二十一條に明記せらるゝ所にして帝室御所有物件に租税を賦課するは租税の本質に背反するは勿論なればなり又皇族御所有の公債社債に付き所得税を賦課せざるは皇族は皇室として一家を爲さるゝものにして臣民に非らざること固よりなれば是又賦課せられざるなり。

市町村が公債證券を發行して日本興業銀行をして之を引受けしめたる公債の如

きも税法上の公債に該當するものなるを以て之が利子に對しては第二種所得と見るべきものとす。

定期預金利子にして期間満了前預け主の都合により引出しを爲す場合は概ね利子は約定利子以下に低下するものなりと雖課税せらるゝものとす又豫め定めたる期限後直ちに預金の拂戻を受けざりし場合期限後現實拂戻當日迄の利子の支拂を受くるも課税せざるものとす但し銀行が定期預金の利率と同率の利子を支拂ふ場合は期間の延長と見て課税するを可とすべし。

第三節 第三種 所得

第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

- 一 俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與、營業ニ非サル貸金ノ利子並第二種ノ所得ニ屬セサル公債社債及預金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額
- 二 田又ハ畑ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ

經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス、小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ畑ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額

三 山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

四 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額

五 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間ニ於テ

支拂ヲ受ケタル金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ
控除シタル金額

六前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シ
タル收入豫算年額

法人ノ社員其ノ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ
其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過
金ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス株式ノ消
却ニ因リ支拂ヲ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込濟金額ヲ超過
スル一キハ其ノ超過金額亦同シ

施行規則

第七條 所得税法第十四條ノ規定ニ依リ總收入金額ヨリ控除スベキ經費ハ種
苗蠶種肥料ノ購買費家畜其ノ他ノモノノ飼養料仕入品ノ原價原料品ノ代價、

場所物件ノ修繕費又ハ借入料場所物件又ハ業務ニ係ル公課雇人ノ給料其ノ
他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノ
ハ之ヲ控除セズ。

第八條 第三種ノ所得ノ申告調査又ハ決定ハ各其ノ當時ノ現況ニ依リテ所得
額ヲ算出シテ之ヲ爲スベシ。

所得税法第十四條第一項第二號又ハ第六號ノ規定ニ依ル所得計算ニ付損失
アルトキハ同條第一項第一號第二號及第六處ノ規定ニ依ル所得ノ合算額ヨ
リ之ヲ差引キ計算ス。

本條は第三種所得即ち個人所得の算定方法を規定したるものなり法人所得は其
の決算を對照とし直ちに所得の總額を捕捉して所得の内容に立ち到らざるを原
則とすれども個人所得は各種の事物を對照とし個々の所得を積算して所得の總
額を決定せんとするものなるが故に従て其の個々の所得たるや種類雜多にして
算定方法の多岐に亘るは蓋し免れざる結果なりとす以下項を分ちて説明を試み
むと欲す。

一、其の年収入豫算年額に依るもの
俸給給料歳費年金恩給退隠料及此等の性質を有する給與營業に非ざる貸金の
利子並第二種の所得に屬せざる公債社債及預金の利子
以上は其の性質に依りて其の何れの種類に屬するやを判定せざるべからず舊
法には手當の明記ありしも改正法には之を削除せり然れ共これ手當の課税を
免除せしに非ず由來手當には俸給給料の性質を有するものと賞與の性質を有
するものとあり共に將來一定時に且つ繼續的に受くべきことの確定したる給
與なる點に於て等しと雖も其の給與金額の確定せしと然らざるに依りて差
異あり其の確定せしものは前者に屬し未確定のものは後者に屬す而して改正
法は手當を前述の如く其の性質に依り二者に區分し一は賞與として一は俸給
給料と同性質の給與として各別個の計算方法を採用せるものなり是れ改正法
が手當の字句を使用せざりし所以にして俸給給料と同性質の手當は本項の所
謂此等の性質を有する給與に包含するものなり。
イ、法律調査委員會委員の手當海員其他商店使用人等の食料費中金錢を以て支

給を受くるものは課税す。

ロ、府縣郡市町村會議員等の受くる實費辨償額にして實費辨償として支給する
ことを法令上明かに規定せるものに對しては課税せず。

ハ、官吏が交際費として受くる金額は如何之に對しては明治三十二年七月東京
局の伺に對し課税すべきものとして主税局より回示せられたる實例あるを
以て課税す。

ニ、税法施行地外に勤務する軍人の俸給勳章年金に付ては其の住所か税法施行
地に在るときは課税すべく又税法施行地外より住所を移したる者は税法施
行地に住所を定めたる日より日割を以て計算す。

ホ、陸軍又は海軍の戦時給與規則に依り支給する戦時増俸は一時の所得にあら
ず従て所得税を課す文武官に支給する臨時手當亦同じ。

ヘ、公吏會社員の受くる一時的臨時増給も普通は課税すべきものなりと雖も支
給内規等を參酌し事實に依り決定するの外なし。

ト、外國在勤の外交官にして戦時又は事變に際し外國在勤を免せられ歸朝せる

者は待命中に在るものと認むべく従て其の俸給に對し課税すべきものとす。チ、恩給を受くべき資格ありと認むる事實あるものに付ては證書下附以前と雖も其の事實に基き所得を見積るを相當とす。

リ、海員服役中食料中現品を支給せられ若は單に賄を受くるか如きものは課税せざるを可とす

二、前三ヶ年間毎年の總収入金額より必要の経費を控除したる平均収入豫算年額に依るべきもの

即ち田畑所得とす。

イ、前三ヶ年間同一収益方法に依り且つ地目に變換なかりし場合

田畑の所得に付ては前三ヶ年間同一収益方法に依りたる場合又は地目に變換なかりし場合に於ては三ヶ年の平均に依り算出すべきものなるが故に此の條件を具備するときは前三ヶ年中の或る年が本年所得者の所得にあらざりしことあるも其の土地に對する前三ヶ年間の所得平均高に依り其の年の収入豫算年額と爲すべきものなり又前三ヶ年間同一収益方法に依りたる場

合にして其一ヶ年又二ヶ年間所得皆無なりし時と雖も其所得を三分して算出し若し前三ヶ年間所得皆無なりしときは其年所得を豫算せざるものとす。

ロ、前號の條件を具備せざる場合

前三ヶ年引續き自作せず小作せず又は小作に付せざる田又は畑に在りては近傍類地の所得に依り算出したる収入豫算年額に依るものとす即ち同一の土地にして収益状態の異りたる場合に於て自作又は小作に對する所得を豫算するに當り前三ヶ年の事實上自作二ヶ年小作一ヶ年なりしが如き場合其の所得を平均するも到底適當の収入豫算年額を算出し得ざるべきが故に此の如き場合に於ては近傍に於ける類似の土地にして前三ヶ年間同一の収益方法即ち本年自作なるときは前三ヶ年を通じて自作地たる土地の所得を標準として其の土地の所得を豫算するものとす然れ共近傍に比準すべき類地なきときは豫算年額を見積るに足るべき便法を執るの要あるや勿論なり。

ハ、其の年無所得なること明かなる場合所得決定前に於て無收穫なることを確認し得たる場合例之田にして作士の損傷ありたるが如きに於ては税法第十

四條第二號を適用せず無所得として取扱ふべきや自明の理なり。
ニ其の他

數十ヶ年の小作料を一時に取得する者に對する所得税課税方は其の小作料を永小作權の存續期間に等分し税法第十四條第二號の規定に依り計算すべきものとす。

三前年の總収入金額より必要の経費を控除したる金額に依るもの
即ち山林の所得にして實蹟課税なり。

イ山林伐採の所得は前年に於て其の山林より取得せる収入金額より必要経費（植付より伐採するまでに要したるもの其の立木を譲受けたるものは其の讓受價格共）を控除したる殘額を以て本年の所得と爲す。

元來山林は長年月に一回伐採するものなれば年々豫算して其の所得を見積るが如きは到底不可能なるのみならず納税者をして未だ代金を收受せざるに租税を負擔せしむるは苦痛を感せしむるとなりて穩當ならずこの理由に依り前年の實額を以て其の年の所得とし課税すべきものと爲せる也而し

て山林の所得は前年の實額を以て本年の所得と爲すものなるに依り苟も前年に於て山林の所得ある以上は本年に於ては例へ山林の所有權又は地上權を有せざる場合に在りても納税者に於て之が負擔を免がれざるものとす。

ロ立竹木を土地と共に賣却したる場合に於ては其の土地の價格に相當する金額を除き以て立竹木の所得を計算すべきものなり。

ハ其の他本所得算定に付ては左記各號に依るべきものとす。

A 山林立木を他物と交換したるときは其の交換價格に依り其の収入金を見積計算す。

B 數十筆の所有山林中其の一筆を伐木したるもの、控除費用は其の伐木地の區域に對するもの限り控除す。

C 桐樹を植栽したる畑地の桐樹伐採の所得は山林の所得として課税す。

D 宅地の周圍に植栽せる立木の伐採に付ても前項に準じ課税し得べきが如きも多くは一家存亡の場合に於て伐採するのみならず其の植栽の目的は防風若くは風致を添へんが爲なれば偶々之を伐採するも所謂山林の所得

として課税せざるを穩當とすべし。

四、前年四月一日より其の年三月末日に至る期間の収入金額に依るもの
即ち賞與又は賞與の性質を有する給與にして實蹟課税なりとす而して賞與又は賞與の性質を有する給與と規定したるは名義の何たるを問はず其の給與の實質に依りて判定すべきことを明かにしたるものにして手當其の他の名義を以て年末等に支給し其の支給額豫め確定せざるものは賞與として計算すべく賞與の名を以てするも毎月又は半期等に定額を支給するもの、如き(俸給の何分の一又は何ヶ月分を支給すと定めたるが如きもの)は俸給給料と同性質のものとして本項に依り計算せざるものとす。而して本條は賞與又は賞與の性質を有する給與とのみ規定し其範圍に付明記せざるも所得は元來繼續的のものならざるべからざるが故に之れが給與に關し確定的權利義務なしと雖慣例其の他既往の實蹟に依り常に支給せらるべきものなりと認むべき性質のものは課税所得とし一時的の給與たること明確なるもの例へば退職慰勞金の如きものは課税外所得と解すべきものとす。

五、前年の四月一日より其の年三月末日に至る期間の収入金額より其の十分の四に相當する金額を控除したる金額に依るもの

即ち法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配等放資に依る所得にして實蹟課税なり從來に於ては外國又は本法施行地外に於ける法人の配當金及建設利息に就てのみ課税し本法施行地に於ける法人の配當金に就ては源泉課税を適用し個人に課税せざりしも改正法は既に述べたるが如く綜合課税を併用し個人に於ても其一部を課税することゝなしたり即ち法人より受くる利益若は利息の配當又は剩餘金の分配は其の法人の所在地本法施行地の内外なるを問はず其の収入金額より十分の四相當額を控除したる金額を以て所得となせり而して無記名式の株式を有する者の受くる配當は同期間に於て支拂を受けたる金額より其の十分の四に相當する金額を控除したる金額と規定せしは株式の無記名式なるが故に課税を免せらるゝに非ざることを明かにしたるものなりこゝに附言すべきは本項所得は其の配當又は分配ありたる時に於て株主權又は社員權を有する者其の所得の歸屬者にして納税の主體たる

ことなり故に其後に於て株主又は社員たるや否やは敢て問ふ所にあらざるなり次に法人の社員が其退社に因り持分の拂戻として受くる金額が其の退社當時に於ける出資金額を超過するときは其の超過金額は之を其の法人より受くる利益の配當と看做す株式の消却に因り支拂を受くる金額が其の株式の拂込濟金額を超過する時は其超過金額亦同じと規定せしに依り此等の所得は普通に所謂利益の配當にあらざるも利益の配當所得と同一に取扱ふべきものとす。六其の年總収入金額より必要の経費を控除したる収入豫算年額に依るもの前五項以外の所得一切を包容す其の大要を擧ぐれば左の如し。

- 各種營業の所得
- 原野鹽田其他雜種地所得
- 貸宅地所得
- 貸家所得
- 醫師所得
- 辯護士所得

- 公證人所得
 - 執達吏所得
 - 代書業所得
 - 産婆所得
 - 藝娼妓所得
 - 牧養又は採取業所得
 - 鑛業所得
 - 郵便局渡切經費所得
 - 郵便切手收入印紙賣下賣捌所得
 - 臨時國庫證券及大藏省證券割引料(營業者に限る)
 - 個人銀行所有有價證券賣買益
- 貸金の所得は其の營業たるを問はず債權の所在は債權者の所在地に在るものとす。
- 所得金額の計算上控除を要すべき必要経費に付ては施行規則第七條に於て其の

範圍を明にせりこれに依れば

イ、種苗蠶種肥料の購買費

ロ、家畜其の他のもの、飼養料

ハ、仕入品の原價

ニ、原料品の代價

ホ、場所物件の修繕費又は借入料

ヘ、場所物件又は業務に係る公課

ト、雇人の給料

チ、其の他収入を得るに必要な経費但し家事上の費用及之と關聯するものは之を控除せず。

と規定し右家事上の費用は其の性質所得を以て支拂はるべきものなれば収入を得るに必要な経費と謂ふを得ず從て之を控除せざるは相當なりと雖も家事上には關聯するも其の収入を得んが爲に特に多額の経費を要するもの、如き全然之を控除せざる時は往々苛酷なる結果を來すべき場合なしとせず即ち料理店

旅人宿賃座敷湯屋等の如き其の營業の爲め高價なる家屋の借料を支拂はざるを得ざるが如きものに對して相當の斟酌を要すること勿論にして之に對し營業專用の部分に相當する家賃は必要の経費として控除すべきものとす尙経費に關しては左記各項の如く取扱ふべきものとす

一、必要経費と認むべきもの

イ、貸家たる家屋の火災保險料

ロ、營業に使用する船舶の海上保險料

ハ、營業に専用する家屋物件の損害保險料

ニ、商品の海陸運送に對する損害保險料

ホ、藏置商品に對する損害保險料

ヘ、所得の原因たる事業に投入する資本借入に付特に保險を付する必要に基く損害保險料(居住に供する家屋及家事用物品に對するものたることを問はず)

ト、營業又は収益ある土地及貸家買入資金の借入に對する利子

チ、固定資本を償却する爲め現實に支出すべき金額あることを確認し得べき場

合に於ける其の金額

二、必要経費と認むべからざるもの

イ、生命身體に關する保險契約に基く保險料

ロ、家事用に専用する場所物件の修繕費同借入料、同公課家事用に使用する雇人の給料

ハ、所得の基因に非ざる負債の利子

ニ、貸家又は營業専用の家屋が火災に罹りたる場合に於ける再築又は修繕費
ホ、水害に依る荒地復舊費

ヘ、地目變換、開懇、開拓等に要する費用

以上の所述に依り個々の所得の計算に付大體を盡し得たりと信ず而して各個人の總所得は個々の所得を合計して求むべきは明かなりと雖も若し各豫算所得中損失ありたる場合に於ける總所得の計算は如何之に就ては施行規則第八條第二項に於て明かになしたり即ち所得税法第十四條第一項第二號又は第六號の規定に依る所得計算に付損失あるときは同條第一項第一號第二號及第六號の規定に

依る所得の合計額より之を差引計算すと規定し結局所得に付損失ある場合は之を他の豫算所得より差引計算し得べきも實蹟課税の所得より差引計算することを得ざるものなり實蹟課税所得より損失を控除し得ることゝ爲したるは實蹟課税たる本來の性質より來る當然の結果なり。
第三種の所得は施行規則第八條第一項の規定に依り申告調査又は決定當時の現況に依り算出すべきものにして即ち所得を申告するときは申告當時の現況に依り調査するときは調査當時の現況に依り又決定するときは決定當時の現況に依りて算出すべきものなれば其の時期に依り所得に異動あるを免れず従て決定當時に於ては夫々其の異動を加除し其の時の現況に依りて決定すべきものとす。
左に本條に依る所得の計算例を示すべし。

田小作所得		六	七	八
摘	要	年	年	年
収入ニ屬スベキモノ		二九四、五〇〇	四八〇、五〇〇	六九七、五〇〇

貸家所得		種收	
目	金額	目	金額
種入	二、一四二〇〇〇	種出	四八〇〇〇〇
計	二、一四二〇〇〇	種出	二、三七六〇〇〇
差引所得	一、二一八一四〇	種出	四、五二〇〇
		種出	二、九二〇〇
		種出	四、一、二六六〇
		種出	九、三、八六〇
		種出	維持費

説明

本計算は貸家敷地の借地なる場合に付例を探りたるものなり貸家敷地の自己持の場合には借地の場合の如き地代なきは當然にして宅地租及同附加税等支出として計算せらるべし。

物品販賣業所得		種收	
目	金額	目	金額
種入	五八、二八五〇〇	種出	七、六九三六八〇
計	五八、二八五〇〇	種出	一、七四八五五〇
差引所得	一、九二三四二〇	種出	一、四、五七、一三〇
		種出	一、〇八〇〇〇
		種出	四、三、八〇〇
		種出	一、七、一〇〇
		種出	三、〇、九六〇
		種出	三、〇〇〇
		種出	一、五〇〇
		種出	二、七、三〇〇
		種出	三、八、五七五
		種出	六、五〇〇
		種出	五、七、四、二、四六二〇
		種出	工場用自營業稅 營業稅 車稅 車稅

種收		種支	
目	金額	目	金額
種入	二、一四二〇〇〇	種出	一、四、六、五、八、九、六〇
計	二、一四二〇〇〇	種出	一、七、四、八、五、五〇
差引所得	二、八、一〇、四〇〇	種出	一、六、三、七、四〇
		種出	一、〇、八〇〇
		種出	四、三、八〇〇
		種出	一、七、一〇〇
		種出	三、〇、九六〇
		種出	三、〇〇〇
		種出	一、五〇〇
		種出	二、七、三〇〇
		種出	三、八、五七五
		種出	六、五〇〇
		種出	五、七、四、二、四六二〇
		種出	工場用自營業稅 營業稅 車稅 車稅

説明

本計算は莫大小を製造せしめて販賣するもの例に依りたるものなり各種の販賣

業及製造業皆此の例に依りて計算することを得べし。

第一款 勤勞所得ノ特別控除

第十五條 前條ノ規定ニ依り算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料、賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルハ同十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除ス

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト同居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

本條は勤勞所得に對し輕課せんが爲め特別に控除の方法を規定したるものなり從來の規定は現に勤勞に服し居るものに限り控除したるも改正法は過去の勤勞の結晶たる年金恩給退隱料の如き狹義の意味に於ける勤勞所得にはあらざるも

尙控除の恩典に浴せしむ元來之等年金恩給退隱料の受領者は現在勤勞に服し居らざるも一度其人死するときは收入の途全く絶ゆ故に現に勤勞に服しつゝあるものに比し何等の差異なく之に對し輕課するは敢て論を俟たず夫れ勤勞より得る所の收入は財産より得る所の收入に比し擔稅力の等しからざるは夙に學者の提唱せる所にして財産より得る所の收入は間斷なく永續し而も確實なるに反し勤勞より得る所の收入は其人の活動より生ずるものにして疾病死亡等の事由生ずれば全く之を失ふ且つ他の營業等の所得に付ては其の收入を得るの必要經費は全部控除せらるゝに反し勤勞所得に對して此事なし然れども勤勞所得と雖も其の收入を得る爲めには絶對的に必要經費を要せざる理なし此意味よりせば控除程度は今少し進めても可なるべし況んや總所金額一萬二千圓以上のものに對し全く控除を爲さざるが如きは矛盾と云はざるを得ず勤勞所得者が其の地位に應じ相當の生活をなさざるべからざるは論ずる迄もなく只如何なる程度の控除をなすべきやは遽かに斷定し難しと雖も余の卑見としては大體其の十分の一を控除し以下順次控除率を多くし六千圓以下の場合は十分の三を控除するを以て

適當と信ず次に控除の計算を示さん。
イ、總所得が一萬貳千圓以下の場合

種類	戸主某の分	家族甲の分	家族乙の分	合計
營業所得	五、〇〇〇			五、〇〇〇
貸家所得	三、〇〇〇			三、〇〇〇
貸金所得		一、〇〇〇		一、〇〇〇
重設報酬			五〇〇	五〇〇
賞與	〇		一〇〇〇	一〇〇〇
合計	一〇、四〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	一二、〇〇〇
控除金	十分の一 一、〇〇〇			一、〇〇〇
差引所得金	九、四〇〇	一、〇〇〇	六〇〇	一一、〇〇〇
控除金	二四〇			二四〇
差引所得金	一〇、一六〇	一、〇〇〇	六〇〇	一二、七六〇

ロ、總所得が六千圓以下の場合

種類	戸主某の分	家族甲の分	家族乙の分	合計
給料			一、二〇〇	一、二〇〇
貸家所得	一、二〇〇			一、二〇〇
賞與		〇	三〇〇	三〇〇
合計	一、二〇〇		三〇〇	一、五〇〇
控除金	十分の二 三六〇			三六〇
差引所得金	八四〇	二、二二〇	三〇〇	五、一六〇

種類	戸主某の分	家族甲の分	家族乙の分	合計
給料			一、二〇〇	一、二〇〇
貸家所得	一、二〇〇			一、二〇〇
賞與		〇	三〇〇	三〇〇
合計	一、二〇〇		三〇〇	一、五〇〇
控除金	十分の二 三六〇			三六〇
差引所得金	八四〇	二、二二〇	三〇〇	五、一六〇

説明

勤勞所得は其の全部を合計し一割又は二割を計算するものとす

○印は控除せらるべき所得とす。

第二款 老幼不具者等に對する特別控除

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ其ノ年四月一日現在ノ同居ノ戸主及家族中年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癡疾者アルトキハ

其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依ル納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 所得千圓以下ナルトキ 年齢十八歳未満若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癡疾者 一人ニ付百圓

二 所得二千圓以下ナルトキ 同 一人ニ付七十圓

三 所得三千圓以下ナルトキ 同 一人ニ付五十圓

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ所得ヨリ控除セラルヘキ金額ハ各其ノ所得ニ案分シテ之ヲ計算ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合

ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ
第一項ノ不具癡疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

施行規則

第九條 所得稅法第十六條ノ不具癡疾者トハ心神喪失ノ常況ニアル者聾者啞者盲者其ノ他重大ナル傷痍ヲ受ケ又ハ不治ノ疾患ニ罹リ常ニ介護ヲ要スル者ヲ謂フ

第十條 所得稅法第二十五條第二項ノ申請書ニハ年齢十八歳未満若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癡疾者ノ氏名生年月日職業申請者トノ續柄及不具癡疾ノ事實ヲ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ。
其ノ年五月一日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタル者所得稅法第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケントスルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ前項ノ申請書ヲ提出スベシ。

所得税法第十六條第二項ノ場合ニ於テハ前二項ノ申請者ハ所得ヲ有スル者ノ一人ヨリ之ヲ提出スルヲ以テ足ル。

第十一條 稅務署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ申請ヲ爲シタル者ニ對シ戶籍ノ謄本若ハ抄本又ハ醫師ノ診斷書其ノ他必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

一家中に老幼不具者等あるは擔稅力の低きことを表現するものにして少所得者に於ては其の之が經濟に及す影響たるや蓋し重大事項たるを失はざるなり是れ改正法が本條を設けたる所以にして亦意を致したる所とす即ち本條は年齢十八歳未滿若は六十歳以上の者又は不具癱疾者に對する特別控除を規定せり以下本條を左記各項に分拆説明せむ。

一 老幼不具癱疾者に對する控除適用要件

老幼不具癱疾者に對する控除を爲すには左記三要件具備せざるべからず。

イ 各人の總所得又は其の總所得中勤勞所得あるときは前條に依る控除を爲したる其の殘額が三千圓未滿なること。

ロ 其の年四月一日現在の同居戶主及家族中年齡十八歳未滿若は六十歳以上の者又は不具癱疾者たること。

A 年齢の計算は滿年法に依るべきものとす。

B 不具癱疾者の範圍は心神喪失の常況に在る者聾者啞者盲者其の他重大なる傷痍を受け又は不治の疾患に罹り常に介護を要する者を包含す。

C 單に十八歳未滿若は六十歳以上の者又は不具癱疾者と規定したるが故に其の有所得者たると無所得者たるとを問はざるなり。

ハ 所得金額の決定前其の所得の申告と同時に控除申請ありたること。

A 控除申請書には年齢十八歳未滿若は六十歳以上の者又は不具癱疾者の氏名生年月日職業申請者との續柄不具癱疾の事實を記載すべきものにして之が申請書は戶主及其の同居家族中所得者數人ある場合に於ては其の所得を有する者の一人より提出するを以て足るものとす。

B 稅務署長調査上必要ありと認むれば申請を爲したる者に對し戶籍の謄本若は抄本又は醫師の診斷書其他必要なる書類の提出を命ずる權限を有す。

ニ第二條の規定に依る納税義務者に非ざること。
二、控除金額

控除金額は年齢十八歳未満若しくは六十歳以上の者又は不具癱疾者なるに於ては其の何れに屬するを問はず各一人に付平等に計算するものにして所得金額を三千圓以下二千圓以下千圓以下に區分し控除額を一人に付五十圓七十圓百圓と定め少額所得者に其の控除率を漸増せるは其の擔税力の測定に依るものにして三千圓を超ゆる大所得者に老幼不具癱疾者在るも之に對する控除を爲さざると同一精神に出づるものなり。

三、控除金の案分及控除順序

イ、控除金の案分

所得者一人の場合は前述の計算に依り直に其の控除金を控除すべく控除金案分の問題を生ぜざるや論なし戸主及其の同居家族又は二人以上の同居家族中所得者數人あるときは其の所得を合算したる總額に對し老幼不具癱疾者に對する控除を爲さざらるべからず此の場合に於ける各人の控除額は各其

の所得に案分して之を計算するものなり。

ロ、控除順序

合算所得者の有無に拘らず同一人にして山林の所得と山林以外の所得とを有する場合に於て其の控除に付ては先づ山林以外の所得より控除し不足あるときは山林の所得に及ぶものとすこれ本法が山林所得と山林の以外の所得とは各別に税率適用することなしたるを以て此の順序を設くる必要を生じたるなり従て山林の所得のみ又は山林以外の所得のみなるときは控除に付順序なきは自明の理なり。

老幼不具癱疾者に對する控除金案分及控除順序計算例

家族關係		控除關係		所得		計額
母	主	六十五歳	山林以外所得	山林所得		
妻	主	一	一〇〇〇	一、四〇〇		一、五〇〇
長	男	十六歳	三〇〇	二〇〇		三〇〇
			一	一		二〇〇

施行規則

第十二條 左ニ掲クル公共團體ニハ所得税法第十七條ノ規定ニ依リ所得税ヲ課セズ。

- 一 府縣組合、郡組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、沖繩縣ノ區及區内ノ部、北海道地方費、北海道ノ區及町村内ノ部、市町村學校組合、町村學校組合、學區、水利組合、水利組合聯合、耕地整理組合、耕地整理聯合會、北海道士功組合、重要物產同業組合、重要物產同業組合聯合會、森林組合、酒造組合、酒造組合聯合會、水產組合、水產組合聯合會、外國領海水產組合、外國領海水產組合聯合會、畜產組合、畜產組合聯合會、農會、商業會議所、其他此等ノ公共團體ニ準スベキモノ
- 二 朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ノ公共團體ニシテ各其ノ地ノ法令ニ依リ所得税ヲ課セザルモノト指定セラレタルモノ

第六十四條 所得税ヲ課セザル法人無記名ノ公債又ハ社債ヲ取得シ又ハ喪失シタル時ハ其ノ名稱、額面金額、記號及番號ヲ利子支拂ノ取扱所ニ通知スベシ。本條は第一條第二條に於て納税義務者を包括的に規定したるを以て苟も該條に

該當する法人は其の目的の如何を問はず課税せらるべきこととなるを以て専ら公益を目的とする法人に所得税を課せざる旨を明にし又法人にはあらざるも其の目的が營利を目的とせざる團體に對しても所得税を課せざる旨を明記したるものなり従來公共團體の範圍に關し明確なる規定なかりしを今回勅令を以て其範圍を明にしたり固より例示的にあらざれば若し之等例示されたるものに準すべきものは尙所得税を課せざるものとす假令ば民法第三十四條に依り法人を設立せざるも其の團體の目的が同條の規定する事項に該當する場合の如きは所得税を課せざるものとす要するに所得税の課否は其の團體の規定等を能く調査するにあらざれば決し難く一の事實問題とす故に第二種所得税の徴收義務者たる縣郡市町村會社銀行等は特に免除する場合は研究を重ね稅務官廳にも協議し徴收を不足したる爲め自己の損失に歸せざる様注意を要すべし。以上は本法の規定により免除せらるべき範圍を述べたるものにして他に特別法の規定により免除せらるべき法人あり之等は元來營利を目的とするものなるも事業其のものは社會的事業にして國家の夙に獎勵する所に繋り其の剩餘の如き

も一般營利法人に比すべくものあらざるを以て所得税を課せざるものとす。

註 産業組合法第六條 産業組合ニハ所得税及營業稅ヲセス。

漁業法第四十一條 漁業組合及漁業組合聯合會ニハ所得税及營業稅ヲ課セス。

第二節 個人の所得

第十八條 第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得稅ヲ課ス

- 一 軍人從軍中ノ俸給及手當
- 二 扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料
- 三 旅費、學資金及法定扶養料
- 四 郵便貯金、産業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子
- 五 營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

六 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資産營業又ハ職業ヨリ生スル所得

七 乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糧、繫畜料及馬匹保續料

本條は個人所得中課税を免除すべき所得を規定したるものなり。

一、軍人從軍中の俸給及手當。

イ、從軍人の軍中と認むべきもの。

A、出征軍人戒嚴令施行地勤務の軍人。

B、陸海軍戰時給與規則に依る増給を受くる軍人

ロ、從軍中の軍人と認むべからざるもの。

A、要塞勤務の軍人にして假令戰備を整ひ増給を受くると雖も戒嚴令施行地外に服役するもの。

動員令降りて戰時俸給を受け居るに過ぎざるもの。

ハ、軍人従軍の分界點に付ては事實従軍の終始期に依るべきものなるも實際に於ては軍人恩給法第二十一條第一號乃至第四號に依り従軍年加算終始の日を以て分界とす。

ニ、本號に於て軍人とは嚴格に解すべきものにして左記の如きものは本號に準ずることを得ざるものとす。

A、陸海軍に屬する文官(理事録事を含む)。

B、内地に勤務する日本赤十字社救護員にして軍人と其の勤務状態同一なるもの。

C、戦地以外の地に於て戦役に關する勤務に服し主務大臣に於て功績ありと認めたる者に對し軍人恩給法第二十一條第五號の従軍年に加算せらるゝもの。

ホ、文官にして陸海軍に召集せられ従軍中に在る者の軍隊より受くる俸給の文官俸給額よりも寡少なる場合に支給せらるる補給額は所得税法第十八條第一號該當せず。

二、扶助料及傷疾疾病者の恩給又は退隱料

イ、傷疾疾病者の恩給と認むべきもの。

官吏恩給法第三條第一號第二號及軍人恩給法第四條第二號第三號同第五條第二號及第九條に依る恩給。

ロ、傷疾疾病者の恩給と認むべからざるもの。

官吏恩給法第二條第二號軍人恩給法第四條第一號末段の如きもの。

ハ、本號に所謂退隱料は傷疾疾病者に係る退隱料に限るものとす。

三、教育費學資金及法定扶養料。

四、郵便貯金産業組合貯金及銀行貯蓄預金の利子。

五、營利の事業に屬せざる一時の所得左記の如き所得は本號に該當す。

イ、金鵝勳章年金令第三條に依り年金受領者死亡後一年間其の遺族の受くる年金。

ロ、定期取引の結果引取りたる現物を處分する行爲に依り得たる所得。

ハ、外國宣教師の受くる子女に對する増手當(一時の所得と云ふを得ざるも之に準じて課税外として取扱ふ)

六、日本の国籍を有せざる者の本法施行地外に於ける資産営業又は職業より生ずる所得

即ち本號の適用を受くるものは外國人の本法施行地外に於ける所得にして從て日本の国籍を有し第一條に該當する當は所得發生地の内外を問はず綜合課税さるゝものとす。

七、乗馬を有する義務ある軍人が政府より受くる馬糧、繫畜料及馬匹保續料。

第三節 有期免除所得

第一款 本法に依る免除

第十九條 勅令ヲ以テ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニヨリ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得税ヲ免除ス
施行規則

第十三條 左ニ掲クル物産ノ製造業ヲ營ムモノニハ所得税法第十九條ノ規定ニ依リ所得税ヲ免除ス。

一金、銀、鉛、亞鉛、鐵又ハアルミニウム地金。

二鐵ノ條、竿、テーパー形、アンクル形類、軌條、板線及管（鑄製管ヲ除ク）。

三銅ノ合金ノ條、筭、板及管。

四汽罐、原動機、機關車ヲ含ム、及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械。

五磷、曹達灰、苛性曹達、硫酸、アムモニウム、石炭酸、クローム酸、加里及グリセリン。

六製紙用バルブ。

七板硝子。

八コンデンストミルク。

九絹、亞麻又ハ毛ノ織物。

前項第九號ノ物産ノ製造ニ付テハ動力ヲ以テ運轉スル機械ヲ使用シ幅、鯨尺一尺八寸以上及長、鯨尺卅尺以上ノ織物ノミヲ製造スル者ニ限ル。

第十四條 前條ノ製造業ヲ繼續シ又ハ其ノ繼續ト認ムヘキ事實アル者ハ其ノ

製造業ニ付所得税ノ免除期間ノ残存スルトキニ限り其ノ免除期間ヲ繼承ス。

第十五條

所得税法第十九條ノ規定ニ依リ所得税ノ免除ヲ受ケントスル者ハ

同法第二十四條又ハ第二十五條ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ但シ其ノ五月一日以後ニ於テ第三種ノ所得ニ付納稅義務アルニ至リタルトキハ所得金額ノ決定前其ノ所得ノ申告ト同時ニ之ヲ申請スベシ。

前項ノ場合ニ於テ第十三條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スルトキハ第十三條ノ製造業ヨリ生スル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添付スベシ。

國家は産業の發達軍事上の必要により之が生産を助長する手段として積極的には其事業に對し特種の便宜を與へ進んでは補助金獎勵金等を給付し又は利益の配當を自ら保證し消極的には租税は課税の爲めに産業自然の秩序を紊さざるを要すこの原理等に基き各種の負担を免除或は輕減す本條は以上の如き理由に基くものにして他に特別法に依るものあるも本款は所得税法の規定によるものを説明すべし。

免除すべき重要物産の種類は

- (一) 専ら外國より多數の輸入を仰ぐ物品
- (二) 輸入額相當多類に上るものにして本邦に於て未だ幼稚なりと認めらるゝ物品
- (三) 販路擴張の見込ある輸出品にして本邦に於て未だ幼稚なりと認めらるゝ物品
- (五) 軍事上必要ある物品

に範用を置き輸入防遏又は輸出の獎勵を圖らざるべからず又間接的には保護關稅政策により自國産業の發達を圖るに亦同一理由に出づ。

營業繼續の場合には繼續者より見れば新に開業したる結果となるも法は一つの場所を限定して免除する意思なるを以て既に免除の期間を経過したる以上重て免除せざるものす之に反し營業を擴張し更に他の場所に於て同一の重要産物を製造するも尙免除せらるべきものと解せざるべからず然らざれば該擴張したる場所の營業を繼續せる場合に於て其の營業者より見れば既に期間經過後なる爲め免除せられざるものとせんか經續者は客觀的に其場所は開業後未だ三ヶ年を経過せざるを以て免除期間の殘存するものと普通の場合見るべきを以てなり只他

の場所なるや同一の場所の擴張なるやは事實の認定に俟たざるべからず。所得税の免除を受けんとする者は所得の申告の際同時に申請するを條件とするものにして所得の申告と別個の時期に於て申請するも其効力なきものと解せざるべからず法律は権利の上に眠むるものを保護せず所得申告の際免除の申請を爲さざりしものは所謂権利を放棄したるものなり即ち所得税の免除は條件付の免除なり只不可抗力其他の事由により同時に申請を爲す事を得ざりし場合の如きは税務官廳の認定により免否を決すべきものとす。

免除すべき製造業より生ずる所得と其の他の所得とを有するときは之を區別したる計算書を添付すべきものとす申請書の様式を示せば

所得税免除申請書

- 一、製造の場所 大阪市北區何町何番地
- 二、製造の種類 汽罐、原動機
- 三、開業年月日 大正八年九月一日
- 四、所得金額 貳萬五千圓也

右所得税法第十九條に依り免除相成度同法施行規則十五條に依り及申請候也。

大正九年四月一日

住所 大阪市北區何町何番地

納税義務者 何

某印

何税務署御中

備考

イ、十五條第二項の場合には計算書を別紙に記載し添付するものとす。

ロ、法人の場合に於て法人の目的か重要物産の製造業にある以上營業の間接利益たる預金利子、株券名義書替料、用品賣却代、土地建物の評價益又は賣却益額面超過金の如きも亦免除所得に計算す換言すれば法人か重要物産と其他のものを製造する場合に於てのみ計算の區分を要するものなり然らざれば國家の産業を保護せんとする趣旨に添はざるべし。

第二款 特別法に依る免除

第一目 製鐵業の所得

現今世界に産出する鐵は米國を第一とし英國獨逸印度支那等之に次ぎ吾國は官設事業として八幡製鐵所あるも國內の需用を充すに足らず常に海外より輸入せざるべからず一朝事變に會するや鐵の需用供給に圓滑を缺き歐洲戰亂中の如きは造船材料拂底の爲め造船契約を有利に締結する能はず茲に於て朝野の間に期せずして鐵の自給自足を確立させるべからざるの議を生じ遂に大正六年七月法律第二十七號を以て製鐵業獎勵法を公布し同年九月一日より實施せり元來製鐵事業は大なる資本を要し事業の至難なることも未だ國內に振興せざりし一原因なれば特別に保護を與ふるにあらざれば容易に發達せざるべきを慮り免除期間の如き十年の永きに及ぶ其他土地收用法の適用を認められ又は輸入税の免除せらるゝ等保護の厚きこと他に類なし

而して免除すべき範圍は
一二の場所に於て一年五千二百五十佛噸以上の製鐵能力又は製鋼能力を有する

設備を以て製鐵事業を開始せる者又は同數の能力を増加する設備を爲したる者には命令の定むる處に依り開業の年及其の翌年より十年間其場所に於ける事業に付其業務より生ずる所得に對し所得税を免除せらる而して其の免除を受くべき範圍は(一)主生物(施行令第一條)銑鐵鋼鐵壓延鋼材(軌條及繼目鉸を含む)鍛鋼製品鑄鋼製品の素材(二)副生物(施行規則第一條)鑛滓線鑛滓煉瓦鑛滓瓦(爹兒無水爹兒輕油中油重油ピッチ安尼亞安母尼亞水硫酸安母尼亞粗製ナフサリン、アンスラシン、ベンガール、キシロール、トルオール、ソルベントナフサリン、右副生物の種類中には製鐵業と全く別箇の製造業に屬すと認むべきものなきにあらざるも現時に於ける製鐵作業の狀況より達觀し製鐵業と離るべからずと認めたるものなり。

二、農商務大臣に認可を受けたる計畫に基き命令の定むる期間内に製鐵能力の設備又は能力増加の設備を爲したるときは其の完成の年を以て開業の年又は能力増加の年と見做さるべきものとす而して其設備完成前に於て其の設備に依り事業を営む場合に於ても其の能力に付所得税を免除せらるゝも該命令期間

に設備を完成せざりしときは既往に於て免除を受けたるものは遡りて其の税金を追徴せらる。

三、製鐵業獎勵法施行の際現に製鐵事業を營む者同法施行後三年以内に一の場所に於て(一)項の能力を有する設備を爲すに至りたる場合に於て開業の年の翌年より十年を経過せざるとき又は法律施行前より一の場所に於て(二)項の能力を有する設備を以て製鐵事業を營む者其の開業の年の翌年又は(一)項の能力を増加したる年の翌年より法律施行の日迄に十年を経過せざるものは命令の定むる處に依り殘期間免除せらるべきものとす。

四、低磷銑鐵の製造事業に付ては(一)項に於て五千二百五十佛噸とあるは二千五百佛噸とす磷の含有量は萬分の四以下とす。

五、(二)に依り免除せらるべき期間は

製鐵能力一年	三萬五千佛噸未滿の場合	二年内
同	十萬佛噸未滿の場合	三年内
同	十萬佛噸以上の場合	五年内

にして農商務大臣に於て災害其他已むを得ざる事由ありと認むるときは一年を限り延長す。

其他製鐵事業の繼續免除申請の手續等は前款に同し特に注意を要するは

一、製鐵業者が鑛山を經營する場合と雖も鑛業の所得は免除さるべきものにあらす。

二、製鐵業に要する木炭骸炭の製造は免除せらる。

三、會社の本店と所屬製鐵所との關係は他業を兼營せざる限り一製鐵業と見做す

四、他業を兼營するときには本店の經費は資産又は收入等に依り按分すべきものとす。

五、原料製品等の運搬に専用する製鐵所々屬の汽船は製鐵業所屬の汽船と認め免除す。

六、發電所は専ら製鐵事業の範圍と認むべき部分を見積り免除す。

にして收税官吏は製鐵事業に對する設備其他の物件を檢査することを得又市町村其他之に準すべきものにして特別の事情に基き主務大臣の認可を受けた

るものを除き北海道府縣は製鐵業者に對し本税の免除期間中絶對に課税するを得ざるものとす。

註 製鐵業獎勵法

製鐵業獎勵法施行令

製鐵業獎勵法施行規則

大正六年七月二十四日
法律第二十七號
大正六年八月二十九日
勅令二六六號
大正六年八月三十日
農商務省令第一八號

第二目 殖民地の所得

施行規則

第七十二條

大正九年法律第十二號第三條ノ規定ニ依リ所得税ヲ免除スベキ期間ハ各當該地ノ法令ニ依リ所得税ヲ免除スベキ當該製造業ニ付定メラレタル所得税ノ免除期間ニ依ル。

第十四條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ所得税ヲ免除スベキ期間ニ付之ヲ準用ス。

第七十三條

大正九年法律第十二號第三條ノ規定ニ依リ所得税ノ免除ヲ受ケムトスル者ハ其ノ製造業ノ營業場所在地ヲ管轄スル各當該地ノ稅務官署ニ於テ

其ノ地ノ法令ニ依リ所得税ヲ免除スベキ製造業ニ相當スト認メタル證明書ヲ添附シ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ。

第十五條ノ規定ハ前項ニ規定スル申請ニ付之ヲ準用ス。

茲に殖民地の所得とは朝鮮臺灣關東洲又は樺太に於て當該地方長官が特に所得税を免除すべき事業と規定したる場合に限るものにして之等の所得は内地の所得に綜合せず免除せんとするにあり從來は個人にして外國に於け資産營業又は職業より生ずる所得は課税の所得たりしも本法は其の所得者にして所得税法施行地に住所又は一年以上居所を有し而かも日本に國籍を有する者たる以上總て施行地外の所得と雖も合算課税せらるゝ結果之等殖民地の所得も當然課税せらるゝに至れり然れども該所得にして當該地方官長に於て免除せらるべき事業として指定せる事業より生ずる場合は其の所得者が内地に住所又は居所を有する場合と雖も尙免除するにあらざれば保護の趣旨に添はざるべし即ち事業夫れ自體を免除したるものにして其經營者を免除したるにあらざればなり。

明書を添付し所得の申告を爲す際同時に申請を要す其他手續等は法第十九條内地の重要物産製造業の免除の場合に同じ免除すべき範圍等は各當該地方の法令を参照するを要す又之等殖民地の稅務官署は未だ地方廳より獨立せず地方廳の事務と同一に取扱ひ居るを以て現實稅務の事務を處理する官署の證明書を添付すべきものとす。

註 大正九年法律第十二號所得稅法施行ニ關スル法律

第三條 朝鮮臺灣關東洲又ハ樺太ニ於テ所得稅ヲ免除する各當該地ノ製造業ヨリ生スル所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ免除ス。

第四節 課税最低限所得

第二十條 第三種ノ所得ハ八百圓ニ滿タサルトキハ所得稅ヲ課セス第十五條及第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲八

百圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ
戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

本條は第三種所得稅課否の分岐點たる課税の最低限度を規定したるものなり即ち其の最低限度を八百圓と爲し八百圓未滿の所得者は之を課税外と爲せり而して此の分岐點は國民の最少生活必要費を測定せるものにして之に課税せざるを主義に出づるものなりと雖も其の測定たるや普通所得者の場合に於けるものなるが故に第十五條に依る勤勞所得の控除及第十六條に依る老幼不具癡疾者の控除を有する所得者に於ては之を有せざる所得者に比較し特別なる費用を要する等の事情ありて彼と此とは其の擔稅力に自ら軒輊あり是れ該條の規定ある所以にして既に第三章に於て述べたるが如く各人の所得算定るときに之を控除すべく隨て其の殘額に對して所得稅課否の尺度を使用すべきは本條第一項後段の

規定を俟たざるなり。

戸主及其の同居家族の所得又は二人以上の同居家族の所得は之を合算し其の總額に對して第十五條第十六條及本條並に第二十三條の規定を適用することゝ爲したるは由來我所得税法は其の課税主體たる經濟體を一家單位となしたるものにして即ち我國の歴史的實情に照し之等の集合を一個の經濟體と看做して課税することゝ爲せるなり唯徴税に於て各別の納税主體とせしは一の便宜等より出でし例外たるに過ぎず。

第五章 税 率

税率とは税を課する割合なり。

税率には比例税率と累進税率とあり。

比例税率とは税源若くは課税物件の大小多少に拘らず同一率を以て税するものにして累進税率とは税源若くは課税物件の數量價格の増大するに従ひ次第に高き率を以て税するものなり。

前者に在りては税源若くは課税物件の大なるに従ひ租税額には差を生ずるも租税を負擔する割合は税源若くは課税物件の大小を問はず皆同一なり是れ各人の平等なるべきことを文字通りに移して負擔問題に適用するものなり後者に在りては税源課税物件の大なるに従ひ愈々高くなるが故に税額は絶對的に増加するのみならず相對的にも増加す故に税源課税物件の大なるものは小なるものよりも割合に大なる負擔を爲すことゝなるものなり。

累進税率は其の適用に付て綜合的累進税率と個別的累進税率(又は超過累進税率と稱す)の別あり。

綜合的累進税率とは全體の所得又は財産に累進率を適用するものにして個別的累進税率とは財産又は所得の一部に付き累進率を行ふものなり而して租税應能提供の原則より税率を論ずるときは比例税率を排し累進税率を採用せざるべからざるは取て言を俟たざるなり然れども課税技術上比例税率亦排すべきにあらず。

第一節 第一種所得稅

第二十一條 第一種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス
 所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額
 百分ノ四
 同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算シタル金額ヲ超ユル金額
 百分ノ十
 同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額
 百分ノ二十

乙 百分ノ五
 丙 百分ノ五

丁 百分ノ七、五
 戊 百分ノ七、五

法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ノ二分ノ一二相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ十トシ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ二十トス但シ其ノ事業年度ニ於ケル金額ノ二十分ノ一二相當スル金額以内ノ金額ニ付テハ其ノ稅率

八百分ノ五トス

施行規則

第五條 所得税法第二十一條第二項但書ノ規定ハ當該事業年度ニ於ケル留保所得中最高キ税率ヲ適用スベキ金額ヨリ順次低キ税率ヲ適用スベキ金額ニ付之ヲ適用ス。

本條は第一種所得税の税率を定めたるものなり超過所得留保所得は超過累進率に依り其他は比例率を採用す以下某法人の大正八年下半年期決算を基礎とし之が算出例を示さん。

甲、超過所得税の算出

- 一、法第四條の規定に依り計算したる課税所得金額 一、三六四、一三〇圓
- 二、法第六條の規定に依り計算したる資本金額 一、七六九、〇九六圓
- 三、事業年度の月數 六ヶ月

區 分	超過金額	税 率	税 額
資本金額に對する年百分の十以上二十以下の金額	八八、四五五	百分の四	三、五三八、二〇
同 二十以上三十以下の金額	八八、四五五	百分の十	八、八四五、五〇
同 三十 以 上 の 金 額	一、〇九八、七六五	百分の二十	二一九、七五三、〇〇
計	一、二七五、六七五		二、三三二、一三六、七〇

一、超過所得は資本金額(法人の純資産にして拂込資本金各種積立金前期繰越金等月割平均額とす)に對し年百分の十以上を超過したるものに對し課税せらるゝものとする。

二、本法施行後(八月一日)大正十年七月末日迄に終了する事業年度分に對しては附則第八十一條に依り超過所得に限り本税の三割五分を増徴せらるものとする之れ株式配當金賞與金等を個人所得に綜合せる結果個人所得の税率を低下せるも大正九年分に於ては既に法人に於て源泉課税し大正十年分と雖も一ヶ年分

全部を綜合する能はず從て歳入に頗る缺陷を生ずるを以て租稅力の強大なる超過所得稅に於て之が填補を爲さんとするにあり。

三更に計算方法を式を以て示せば

$$\frac{1.769,096 \times 6}{12} \times \frac{10}{100} = 88,455 \text{ 圓} \quad \text{資本に對し年百分の十相當額}$$

$$\frac{1.769,096 \times 6}{12} \times \frac{20}{100} = 176,910 \text{ 圓} \quad \text{資本に對し年百分の二十相當額}$$

$$\frac{1.769,096 \times 6}{12} \times \frac{30}{100} = 265,365 \text{ 圓} \quad \text{資本に對し年百分の三十相當額}$$

$$1.364,130 - 265,365 = 1,098,765 \quad \text{資本に對し年百分の三十を超過する金額}$$

$$1,098,765 \times \frac{20}{100} = 219,753,000 \quad \text{同上稅額}$$

$$1.364,130 - 176,910 - 1,098,765 = 88,455 \quad \text{資本に對し年百分の廿を超過し百分の三十以下の金額}$$

$$88,455 \times \frac{10}{100} = 8,845,500 \quad \text{同上稅額}$$

$$1.364,130 - 88,455 - (1,098,765 + 88,455) = 88,455 \quad \text{資本に對し年百分の十を超過し百分の二十以下の金額}$$

$$88,455 \times \frac{4}{100} = 3,538,200 \quad \text{同上稅額}$$

$$219,753,000 + 8,845,500 + 3,538,200 = 232,136,700 \quad \text{超過所得稅}$$

乙、留保所得稅の算出

一、事業年度末拂込株式金額

一二五〇〇〇〇圓

二、同各種保留金

(稅法上全部を積立金と稱す) 五一九三〇五圓

三、利益處分に依る當期留保金

(免除所得を控除せざるもの) 七一九三〇六圓

四、當期純益金額

(免除所得を控除せざるもの) 一三六四三〇五圓

五、法第四條の規定に依り計算したる課稅所得金額

(免除所得を控除したるもの) 一三六四一三〇圓

六、國債利子金額

一七五圓

七、施行規則第四條の規定に依る要課稅留保金

七一九二二二圓

以上の基礎的數字に基き稅額を算出するに

區	分	總留保金額	同上の 課稅留保金	稅率	稅額
所得の二十分の一に相當する金額		六八、二一六圓	六八、二〇八圓	百分の五	三、四一〇、四〇圓

の留保金の全體を計算し税率を適用する結果其期の留保金のみに對しては中間率の適用なき場合あるも要するに超過累進率を採用したるものと云はざるべからず尙計算を式を以て示せば

$$\begin{aligned}
 & 1.364.305 \times .05 = 68.216 \text{ 圓} \quad \text{圓以下切上ケ所得の二十の一相當額} \\
 & 1.250.000 \div 2 - 519.305 = 105.695 \quad \text{資本の半額以下相當額} \\
 & 719.306 - (68.216 + 105.695) = 545.395 \text{ 圓} \quad \text{同半額以上の金額} \\
 & \frac{716.222 \times 68.216}{719.306} = 68.208 \text{ 圓} \quad \text{圓以下切上ケ課税留保金} \\
 & \frac{719.222 \times 105.695}{716.306} = 105.682 \text{ 圓} \quad \text{圓以下切上ケ 同} \\
 & 716.222 - 68.208 + 105.682 = 545.332 \quad \text{同} \\
 & (68.208 + 105.682) \times \frac{5}{100} = 8.694.500 \quad \text{税 額} \\
 & 545.332 \times \frac{10}{100} = 54.533.200 \quad \text{税 額} \\
 & 8.694.500 + 54.533.200 = 63.227.700 \quad \text{留保所得税}
 \end{aligned}$$

丙、配當所得税の算出

法第十條の規定に依り計算したる配當所得

六二四、九一九圓

税率

百分の五

税額

三一、二四五圓九五〇

以上甲乙丙の合計三二六、六一〇、三五〇(附則第八十一條に基く増徴せらるべき税額を除く)の賦課となり従前の規定たる千分の七十五の税額一〇二、〇七五、三七〇に對し二二四、五三五、一八〇の増加なり其の増加割合は大約二倍とす外に個人に對し配當金を綜合課税せらるゝを以て法人企業は結局少なからざる負擔となるなり固より本例は頗る有利なる法人の例に依りたる結果増加程度比較的多大なるも瓦斯電氣事業の如き資本に對する利廻りの低位なるもの又は餘期の利益を見さりし場合の如きは税額の減少を來すなり

丁、戊の所得は比例税にして所得の大小を問はず一率に課するを以て説明をも俟たざるべし。

第二節 第二種所得税

第二十二條 第二種ノ所得ニ對スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之

ヲ賦課ス

甲 公債ノ利子

百分ノ四

其ノ他

百分ノ五

乙

百分ノ七、五

本條は第二種所得税の税率を定めたるものなり即ち第二種所得税に付ては比例税率を採用したるが故に第十三條に依り計算したる所得金額の大小を問はず同一率に適用すべきものとす茲に税率を適用すべき所得の區分は第三條に依る第二種所得の種類たること説明を俟たざるべし。

第三節 第三種所得税

第二十三條 第三種ノ所得ニ對スル所得税ハ所得金額ヲ左ノ各

級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ區分シ各別ニ税率ヲ適用ス

八百圓以下ノ金額

百分ノ〇、五

八百圓ヲ超ユル金額

百分ノ一

千圓ヲ超ユル金額

百分ノ二

千五百圓ヲ超ユル金額

百分ノ三

二千圓ヲ超ユル金額

百分ノ四

三千圓ヲ超ユル金額

百分ノ五

五千圓ヲ超ユル金額

百分ノ六、五

七千圓ヲ超ユル金額

百分ノ八

一萬圓ヲ超ユル金額

百分ノ九、五

一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
七萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
二十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
五十萬ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
二百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十
三百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十三
四百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十六

前項ノ場合ニ於テ戸主及ヒ其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ所得ニ對シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ案分シテ各其ノ税額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

本條は第三種所得税の税率を定めたるものなり即ち第三種所得税に付ては超過累進税率を採用したるが故に第十四條第十五條第十六條の規定に依り計算したる所得金額を所定の各級に區分し遞次に各税率を適用して所得税を賦課すべきものとす但し山林の所得と山林以外の所得とは之を區分し各別に税率を適用することゝなせり之が分離課税の效果は山林所得に對する所得税の軽減となるものなり。

如上の計算に於て戸主及其の同居家族又は戸主と別居する二人以上の同居家族に對する所得税は各人の所得金額を合算し其の總額に對し税率を適用して算出したる金額を各其の所得金額に案分して各人の税額を定むことゝなしたり。

左に第三種所得に對する税額の算出方法及算出計算例を舉示すべし。
一、税額の算出方法

所得金額	税額	所得階級別	税率
八〇〇	四	八百圓以下の金額	百分の〇、五
一、〇〇〇	六	八百圓を超える金額	一、
一、五〇〇	六	千圓を超える金額	二、
二、〇〇〇	一六	千五百圓を超える金額	三、
三、〇〇〇	三一	二千圓を超える金額	四、
五、〇〇〇	七一	三千圓を超える金額	五、
七、〇〇〇	一七一	五千圓を超える金額	六、五
一〇、〇〇〇	三〇一	七千圓を超える金額	八、
一五、〇〇〇	五四一	一萬圓を超える金額	九、五
二〇、〇〇〇	一、〇一六	一萬五千圓を超える金額	十一
三〇、〇〇〇	一、五六六	二萬圓を超える金額	十三
五〇、〇〇〇	二、八六六	三萬圓を超える金額	十五
	五、八六六	五萬圓を超える金額	十七

所得金額	税額	所得階級別	税率
七〇、〇〇〇	九、二六六	七萬圓を超える金額	同 十九
一〇〇、〇〇〇	一四、九六六	十萬圓を超える金額	同 二十一
二〇〇、〇〇〇	三五、九六六	二十萬圓を超える金額	同 二十三
五〇〇、〇〇〇	一〇四、九六六	五十萬圓を超える金額	同 二十五
一、〇〇〇、〇〇〇	二二九、九六六	百萬圓を超える金額	同 二十七
二、〇〇〇、〇〇〇	四九九、九六六	二百萬圓を超える金額	同 三十
三、〇〇〇、〇〇〇	七九九、九六六	三百萬圓を超える金額	同 三十三
四、〇〇〇、〇〇〇	一、一二九、九六六	四百萬圓を超える金額	同 三十六

説明

各階級の所得金を超過する金額に對し相當税率を乘したる税額を當該階級の所得金額に對する税額に加算して計算するものとす例へば所得金額一二、〇〇〇圓に對する税額を算出するには一萬圓を超える金額二、〇〇〇圓に一萬圓を超える金額に對する税率百分の九五を乘した金額一九〇圓と一萬圓に對する税額五四一圓を加へ七三一圓を以て求むる所の税額とす。

二、税額算出の計算例

合算所得者なく且つ山林の所得と山林以外の所得と何れか一方の所得者に對する税額の計算は前述の算出方法に依り明かなるを以て茲には之を省けり。
イ、合算所得者なきも山林の所得と山林以外の所得を併せ有する所得者の税額

區分	所得金額	税額
山林の所得	一〇、〇〇〇	五四一、〇〇〇
山林以外の所得	二〇、〇〇〇	一、五六六、〇〇〇
合計	三〇、〇〇〇	二、一〇七、〇〇〇

即ち山林の所得と山林以外の所得とは之を区分し前述の算出方法に依り各別に其の税額を算出して總税額を計算するものとす。

ロ、戸主及其の同居家族又は戸主と別居する二人以上の同居家族の所得に對する税額

A、各人の所得を通じて山林の所得又は山林以外の所得何れか一方なる場合

所得者	所得金額	合計所得に税率を適用して算出したる金額	税額
戸主	二、〇〇〇		四五、〇〇〇
妻	五〇〇		一一、二五〇
長男	三〇〇		六、七五〇
合計	二、八〇〇	六三、〇〇〇	六三、〇〇〇

即ち合計所得に税率を適用して算出したる金額を各所得に案分して其税額とす。

合計所得に税率を適用して算出したる金額を案分したる結果各税額に錢未滿の端數を生じたるときは其の端數を切捨つるものとす。

B、各人の所得中山林の所得と山林以外の所得とを併有する場合。

所得者	所得金額		税額	
	山林	山林以外	山林	山林以外
戸主	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九、二四〇	一〇、六六〇
妻	三〇〇	二〇〇	二、七六〇	二、一三〇
長男	一〇〇	三〇〇	一〇、〇〇〇	三、二二〇
合計	四、三〇〇	四、二〇〇	二二、〇〇〇	一五、〇一〇

合	計	一、三〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇	一、六〇〇	一、二、〇〇	一五、九九	二七、九九
---	---	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------

即ち山林の所得と山林以外の所得とは之を區分し其の合計額に各別に税率を適用して算出したる金額を其の區分毎に其の所得歸屬者たる各人の所得に案分して各其の税額を定むるものとす。

合計所得に税率を適用して算出したる金額を案分したる結果各税額に錢未滿の端數を生じたときは其の端數は切捨つるものとす。

第六章 所得の申告

所得税は元來普遍的性質を有し各人の凡ゆる所得を集め全體の上に課税するものなり然るに各人の凡ゆる所得を知るは他人の能くする所にあらず故に先づ各人をして明白の所得を申告せしめざるべからず是れ本法が原則として申告課税となしたる所以なり只申告の不正なる場合又は全く申告なき場合に於て政府其の所得金額を決定するは餘儀なきことと謂ふべし。

第二種所得税は其性質上申告なきものとす。

第一節 第一種所得

第二十四條 第一種ノ所得ニ付納税義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産目錄、貸借對照表、損益計算書又ハ清算若クハ合併ニ關スル計算書並第四條乃至第十一條ノ規定ニ依リ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得ヲ政府ニ申告スヘシ但シ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ハ第一種ノ所得ニ付所得税ヲ課セラルヘキ法人ニ付其ノ所得ナキ場合ニ之ヲ準用ス

施行規則

第十六條 法人ノ各事業年度ノ所得ハ每事業年度決算確定ノ日若ハ合併ノ日ヨリ十四日内又ハ清算着手ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ。

第十七條 解散シタル法人ノ請算所得ハ殘餘財産確定シタルトキ其ノ分配前ニ清算期間中ノ收支計算書ヲ添附シ之ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ餘餘財産ヲ數回ニ分チテ分配スル場合ニ於テハ其ノ分配スベキ殘餘財産確定ノ都度之ヲ申告スベシ。

第十八條 合併ニ依リテ消滅シタル法人ノ清算所得ハ合併ノ日ヨリ十四日内ニ合併ニ關スル書類及合併ニ因リテ繼承シタル資産ノ明細書ヲ添附シ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人之ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ。

第一種所得の申告は後章にも説明する如く所得の決定の基礎となるべきものにして所得の申告は所得決定上唯一の参考資料となるものなり申告を爲さざりし

ときも雖も何等罰則等の制裁なしと雖も申告を爲さざりしとて政府は其の調査する所により自由に決定を爲すべし若し納稅義務者に於て申告を忽諸に附せんか或は稅務官廳をして、錯誤に陥らしめ双方手數を醸すに至るを以て納稅義務者は決算確定したるとき若は合併を實行したるときは期限内に申告を怠るべからず決算の確定とは事業年度終了し總會等の決議を指稱し合併の實行とは合併後存続する法人又は合併後新設すべき法人に對し一切の財産積極たるを消極たるを引繼ぎ合併により解散すべき法人の人格の消滅したるときと解すべきものとす法人解散したるときは其の事業年度の始めより解散又は合併の日迄を一事業年度と見做すを以て清算人を選任したるときは清算人清算人を置かざることは之に代るべき者より二十日内に申告を要するものとす。

法人が住所を稅法施行地に有する場合は住所は一ありて二なき以て住所を管轄する稅務署に付何等の疑點なしと雖も法第二條の資産營業を二個以上の稅務署管轄内に有する場合は如何にすべきか之に對し何等の規定なきと雖も元來所得稅は納稅義務者の所得の全體を捕捉し決定すべきものにして稅率の決定適用も

亦茲に存するや明なり故に斯る場合は施行地内の重なる場所を以て納税地となすを便宜とすべし従て申告書類も何れか一ヶ所に於て取纏め申告せば可なり解散法人の残余財産の確定とは總ての財産を金銭に換へたる時又は金銭には換價せざるも金銭以外の財産を其儘出資に比例し分配せんと決したるときを云ひ之が分配前に申告を要するなり但し税金は第六十九條の規定により清算人に於て連帶責任ありと雖も成るべく之に對する税金を納付したる後分配に着手するを要す。

法人の所得の有無は法人自身の主觀的意味を含むこと大なりと雖も法人の一方的意思を以て其の有無を決定するものにはあらず故に法人に於て缺損なりと自認せる場合も政府に所得ありとする場合あるべく従て缺損の場合と雖も總ての書類の提出を要するものなり。次に申告に關する様式を示さん。

第一種所得申告書

事業年度 自大正九年一月一日
至大正九年十二月三十一日

一、所得金額三百二十八萬三千百圓也

内譯

摘要	金額	備考
總益金	九、八三、四八〇〇〇	外に積立金戻入 四七、三〇〇、〇〇〇錢
總損金	六、五九、三六〇〇〇	國債貯蓄債券利子 一、九〇〇、〇〇〇錢

第一種甲乙丙所得金額計算書別紙ノ通りニ候
右申告候也

年月日

住所商號

代表者氏

名印

稅務署宛

甲、超過所得金額二百二十八萬七千三百六十圓也

内譯計算書

摘要	金額	備考
課税ヲ受クベキ所得金	三、二八三、一〇〇、〇〇〇	
課税セザル所得金	一、九〇〇、〇〇〇	
各月末平均資本金額	九、九八〇、七五〇、〇〇〇	別紙通り
資産	一六、二五六、一〇〇、〇〇〇	(未拂込資本金ヲ除ク)
内國債貯蓄債券價格	三八、〇〇〇、〇〇〇	
超過所得算出ノ基礎ニ資本金額	九、九五七、三九〇、〇〇〇	施行規則第三條ノ規定ニ依リ算出ス
資本金ニ對スル百分十相當額	九九五、七〇〇、〇〇〇	
差引超過所得金額	二、二八七、三六〇、〇〇〇	(税率區分第五章第一節參照)

乙、留保所得金額二百四十三萬三千五百九十一圓也

内譯計算書

摘要	金額	備考
拂込株式金額(出資金額又ハ基金)	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	

所得總額	金額	備考
所得税ヲ課スベキ所得額	三、二八五、〇〇〇、〇〇〇	
事業年度末ニ於ケル各種積立金	三、二八三、一〇〇、〇〇〇	内積立金減少填補 四七、三〇〇圓
當期留保金	五、〇〇七、〇〇〇、〇〇〇	
内前期繰越金等	二、八三三、三〇〇、〇〇〇	(内前期繰越金 三五〇、〇〇〇圓)
差引總留保所得	三九七、三〇〇、〇〇〇	積立金填補 四七、三〇〇圓
課税スベキ留保所得	二、四三三、五九一、〇〇〇	施行規則第四條ノ規定ニ依リ算出ス

參考

資本金半額以下又ハ利益ノ五分以下ノ金額	金額	備考
資本金半額以上ノ金額	一六四、二五〇、〇〇〇	施行規則第四條ノ規定ニ依リ算出ス
同額以上ノ金額	二、二七〇、七五〇、〇〇〇	
課税金	一六四、一五〇、〇〇〇	
課税スベキ額	二、二六九、四三六、〇〇〇	

丙、配當所得金額七十四萬九千五百六十六圓也

内譯計算書

摘要	金額	備考
總所得金	三、二八五、〇〇〇、〇〇〇	

課税スベキ所得金額
 積立金減少額
 当期配當金
 課税スベキ配當所得金

三、二八三、一〇〇、〇〇〇
 一
 七五〇、〇〇〇、〇〇〇
 七四九、五六〇、〇〇〇

施行規則第六條ノ規定ニ依リ算出ス

丁、清算所得金額二百六十二萬圓也

内譯計算書

摘要	金額	備考
拂込株式金額(又ハ出資金)並ニ積立金	九、六〇九、七〇〇、〇〇〇	
最後事業年度ニ於ケル留保金額	二、七八五、〇〇〇、〇〇〇	
計	二、三九四、七〇〇、〇〇〇	
残余財産ノ價格	一五、〇四、七〇〇、〇〇〇	收支明細書ノ作製ヲ要ス
差引清算所得	二、三二〇、〇〇〇、〇〇〇	

「」の例は本様式に含まるゝものにあらざるも参考に資する爲挿入せり

自大正九年一月一日
 至大正九年十二月三十一日 事業年度資本金月別調書

月別	拂込金額 (又ハ出資金額)	法定積立金	別途積立金	配當準備金	保険積立金	償却積立金	社員恩給資金	職工保護基金	前期繰越金	繰越損金	差引月末現在金
一月末	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	八二〇、〇〇〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
二月末	"	"	"	"	"	"	八〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇、〇〇〇	"	"	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
三月末	"	"	"	"	"	"	七五、〇〇〇、〇〇〇	"	"	"	九、九五〇、〇〇〇、〇〇〇
四月末	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五月末	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
六月末	"	"	"	"	"	"	六五、〇〇〇、〇〇〇	"	"	"	九、九八五、〇〇〇、〇〇〇
七月末	"	"	"	"	"	"	六三、〇〇〇、〇〇〇	八一、〇〇〇、〇〇〇	"	"	九、九七〇、〇〇〇、〇〇〇
八月末	"	"	"	"	"	"	六〇、〇〇〇、〇〇〇	"	"	"	九、九七一、〇〇〇、〇〇〇
九月末	"	"	"	"	"	"	五八、〇〇〇、〇〇〇	七六、〇〇〇、〇〇〇	"	"	九、九六六、〇〇〇、〇〇〇
十月末	"	"	"	"	"	"	"	七三、〇〇〇、〇〇〇	"	"	九、九六一、〇〇〇、〇〇〇
十一月末	"	"	"	"	"	"	"	七三、〇〇〇、〇〇〇	"	"	九、九五九、七〇〇、〇〇〇
十二月末	"	"	"	"	"	"	五七、五〇〇、〇〇〇	七三、〇〇〇、〇〇〇	"	"	九、九六八、七〇〇、〇〇〇
平均計	六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

大正九年十二月三十一日現在財産目録

一、地所

本店	何坪
何支店	何坪
何工場	何坪

價格	四八七〇〇〇圓
價格	二二〇〇〇〇
價格	八二五〇〇〇
計	一、五三二、〇〇〇

一、建物

本店煉瓦造二階事務所何坪同倉庫何坪	價格	一二五、〇〇〇
何支店木造二階事務所及附屬建物何坪	價格	八八、〇〇〇
何工場煉瓦平家工場何坪	價格	一三〇、五〇〇

計	一、五一八、〇〇〇
---	-----------

一、船舶

何々丸	噸數	一、〇〇〇噸
-----	----	--------

價格	二三〇、〇〇〇
----	---------

一、機械

本店	何々機械一式	價格	一一三、〇〇〇
工場	何々機械	價格	三五〇、〇〇〇
計		價格	三六二、三〇〇

價格	六五一、〇〇〇
----	---------

一、器具

何々工場器具一式	價格	六五一、〇〇〇
----------	----	---------

一、什器

本店什器一式	價格	六五〇〇〇
支店什器一式	價格	三〇〇〇
工場什器一式	價格	四八〇〇
計		七二八〇〇

此價格	一、〇二四、八五〇
同	三二六、七〇〇
同	一二二、二〇二〇

一、原料品	何々
一、貯藏品	何々
一、製造品	何々

一 商 品 何々	此價格	九五五〇〇〇
一 積送品 何々	同	八六六〇〇
一 賣掛金 何口	此金高	一、二四二、〇〇〇
一 受取手形何通	同	一、五三二、〇〇〇
一 有價證券		
五分利國庫證券額面何圓券何枚		三五〇〇〇
五分利付貯蓄債券額面何圓券何枚		三〇〇〇
何々會社株式何枚		一〇〇〇〇
	計	一三八、〇〇〇
一 假出金 保證金其他 此金高	此金高	二九五五〇〇
一 貸付金 職工貸付 此金高	同	二一〇、〇〇〇
一 前拂利子		五、五〇〇
一 未經過保險料		七二八〇

一 銀行預金 何々銀行八八〇、〇〇〇何々銀行支店四〇五六〇〇		
一 現金	計	一、二八五、六〇〇
合計		三、二五〇

大正九年十二月卅一日現在 貸借對照表

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
地 建 物	一、五三、〇〇〇	資 本	五、〇〇〇、〇〇〇
船 舶	一、五八、〇〇〇	法 定 積 立 金	一、五〇〇、〇〇〇
機 械	二、三〇、〇〇〇	別 途 積 立 金	二、〇〇〇、〇〇〇
器 具	三、六三、〇〇〇	配 當 準 備 金	八〇〇、〇〇〇
什 器	六五、〇〇〇	保 險 積 立 金	三〇〇、〇〇〇
原 料	七、八〇〇	固 定 資 産 償 却 積 立 金	一五〇、〇〇〇
貯 藏 品	一、〇四、八五〇	社 員 恩 給 資 金	五七、五〇〇
製 造 品	三六、七〇〇	職 工 保 護 獎 勵 資 金	七二、二〇〇
	一、三三、〇一〇	前 期 繰 越 金	三五〇、〇〇〇

科	目	金額
商	仕掛品	九五、〇〇〇〇〇〇
積	送掛品	三九、〇〇〇〇〇〇
賣	掛送品	八六、六〇〇〇〇〇
受	取掛形金	一、四二、〇〇〇〇〇〇
有	價取證手形	一、五三、〇〇〇〇〇〇
假	貸出金	一八、〇〇〇〇〇〇
貸	未拂付金	二五、五〇〇〇〇〇
前	拂付利息	二〇、〇〇〇〇〇〇
未	経過保料	五、五〇〇〇〇〇
銀	行預險	七、二八〇〇〇〇
現	行預	一、二八、六〇〇〇〇〇
合	計	一六、二五、一〇〇〇〇〇
社	借入金	一、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇
借	拂入	八〇〇、〇〇〇〇〇〇
支	掛手形	一〇〇、〇〇〇〇〇〇
買	一時預り	三五、〇〇〇〇〇〇
一	銀行當座借	二五、〇〇〇〇〇〇
銀	行當座借	六六、六〇〇〇〇〇
未	拂社債利	四七、二五〇〇〇〇
未	決算勘	五〇七、七五〇〇〇〇
假	當期利益	三、三五〇〇〇〇〇
當	期利益	三、三三、三〇〇〇〇〇
合	計	一六、二五、一〇〇〇〇〇

自大正九年一月一日
至大正九年十二月三十一日
事業年度計算書利益

科	目	金額
利	益	部
損	失	部

科	目	金額
販	賣益	八、六五、〇〇〇〇〇〇
製	造益	九五八、〇〇〇〇〇〇
銀	行預金利	八、五〇〇〇〇〇
公	債預金利	一、七五〇〇〇〇
債	式配當	一、五〇〇〇〇〇
株	式配當	一〇、〇〇〇〇〇〇
雜	價收	九八〇〇〇〇
評	價收	一九〇、〇〇〇〇〇〇
積	立金戻入	四七、三〇〇〇〇〇
事	務所費	三九、二〇〇〇〇〇
給	給與料	一五、五〇〇〇〇〇
諸	給與料	七、八〇〇〇〇〇
旅	費及搬車	五〇、五〇〇〇〇〇
運	搬車費	二〇、〇〇〇〇〇〇
利	信託利息	二、二八〇〇〇〇
通	紙信費	五、〇〇〇〇〇〇
印	紙信費	八、五〇〇〇〇〇
組	合保管	一一〇、〇〇〇〇〇〇
倉	敷及保管	五、〇〇〇〇〇〇
廣	告費	一〇、〇〇〇〇〇〇
印	刷費	七、五〇〇〇〇〇
薪	炭電瓦斯	一、五〇〇〇〇〇
文	具燈瓦	八〇〇〇〇〇
諸	帳簿	三、五〇〇〇〇〇
修	繕費	二〇、〇〇〇〇〇〇
火	災保險	四、〇〇〇〇〇〇
交	際保險	四、〇〇〇〇〇〇

利益金處分案

當期利益金	三三三三三三〇〇圓
前期繰越金	三五〇、〇〇〇圓
計	三六八二二三〇〇圓
内	
準備積立金	二五〇〇、〇〇〇圓
役員賞與金	一〇〇、〇〇〇圓
株主配當金	七五〇、〇〇〇圓 (年一割五分)
後期繰越金	三三三二三〇〇圓
以上	

第二節 第三種所得

第二十五條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第十六條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スヘシ

施行規則

第十九條 第三種所得ニ付納稅義務アル者ハ所得ノ種類、金額所得ノ基本タル資産營業ノ所在地所得ノ發生スル場所及所得算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スベシ。

所得稅法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ同居者ノ所得金額ヲ合算スベキ場合ニ於テハ各其ノ所得ヲ區別シ連署ヲ以テ申告スベシ但シ所得アル同居者ノ氏名ヲ附記シ各別ニ申告スルコトヲ妨ケス。

本條は第三種所得稅に關シ其の納稅義務者に對して申告すべきことを規定したるものなり即ち第二十條の規定に依り八百圓以上の所得者は毎年四月中に所得の種類及金額を詳記して政府に申告すべきものとす而て第十六條の規定に依る老幼不具廢疾者の控除は之を受くると受けざるは各人の自由意思に在るもの

なるが故に其の控除を受けんとする者は前述の申告と同時に命令の定むる所に依り其の申請書の提出を要するものなり故に其の申請書の提出を爲すときは所得税を課せられざる者も之れを爲さざるときは権利を抛棄したるものと看做され所得の申告を爲したると否とを問はず所得税を課せらるゝ結果を生ずべし。左に第三種所得の申告及第十六條の規定に依る控除申請の様式を例示すべし。

第三種所得申告書

年 月 日

納税地 (住所又ハ居所) 前年納税地 本年

(を附記するものとする)

戸主 何 某 印
同居家族 妻 某 印
同 長男 某 印

税務署 (納税地所轄する税務署) 御中

何年分第三種所得別紙所得税法第十六條に依る控除申請書相添へ左記の通り及申告候也

所得金額三千八十圓也

内 譯

所得の種類	物件の所在地	基本員數	總收入金額	所得税法第十四條に依る控除金	所得金額	事故
山林	、、、、	、、、	四〇〇	八〇	三二〇	
營業 (吳服卸等)	、、、	一十株 三付	一八、〇〇〇	一六、二〇〇	一、八〇〇	六月配當
貸家	、、、	一十株 三付	二〇〇	二〇	一八〇	
配當	、、、 會社	一十株 二付	三〇〇	一一〇	一八〇	
計	、、、 會社	一十株 二付	二〇〇	八〇	二、四八〇	戸主所得
給料	、、、 某商店	月 四〇圓	四八〇		一、二〇〇	妻所得
計					四八〇	
總計					四八〇	長男所得
總計					三、〇八〇	

説明

- 一、本様式は合算所得者を連記したるも所得ある同居者の氏名を附記するに於ては各別に申告するも妨げなきものとす。
- 二、第十五條に依る勤勞所得の控除及第十六條に依る老幼不具者等の控除は稅務署に於て當然之を爲すべきものとす但し老幼不具者の控除は申請を爲さざるときは控除されず。

所得稅法第十六條に依る控除申請書

年 月 日

納稅地 (住所又ハ居所) 、 、 、 、

戶主 何 某 印

何 稅務署御中

何年分第三種所得稅に關し所得稅法第十六條に依る控除相願度同法二十五條第二項に依り申請候也

何年四月一日現在

續柄	氏名	種類	職業	生年月日	事由
長母 男	、 、 、 、	十 八 歲 者	店 員	、 、 、 、	

説明

- 一、老幼者不具癡疾者の二個以上に該當するものは何れか一方説明するに便宜なるものに依るを可とすべし例へば十八歲未滿の者にして不具者なるときは十八歲未滿の事實を記載する方便宜なるべし。

第七章 所得の決定

第二十六條 第一種ノ所得金額ハ第二十四條ノ申告ニ依リ申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員

會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ納稅義務者所得金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

所得の決定も一種の行政處分なり故に行政法の一般觀念に基き適法の決定にあらざれば何等の効力をも發生せざるべし第三種の所得を決定するに方り所得調査委員會の調査に附せず或は處分の客体たる個人が死亡し法人格が消滅したる者に對し決定を爲すも何等の効力なきなり内國稅の處分官廳は稅務署官制により稅務署長之を管掌するを以て茲に政府とは該稅務署長が國家の行政機關として決定處分を爲すものなり從て他の行政機關が決定處分を爲すも亦違法たるを免れず。

茲に問題となるは六十九條の規定の基く清算所得に對する清算人の連帶責任なり所謂該責任なるものは殘餘財産の分配前に決定處分ありたるものを指稱する

や將又決定處分は殘餘財産分配後にありては清算人に決定處分を爲し得るやは多少疑問の餘地ありと雖も前者は法人が確定したる債務を辨濟せずして殘餘財産を分配したるものにして法規に違背せる行爲なるを以て此の清算結了處分は元來無効の行爲なり故に政府は訴訟の方法により之が返還を求むることを得るなり元來納稅義務は政府より決定通知を受領するにあらざれば發生せざるを通過とするを以て決定通知を受けざる以前に於て殘餘財産の分配を爲すも何等不法にあらざる故に六十九條の規定は一般原則の例外を爲し決定の効力は清算人に及ぶものと解せざるべからず之れ一面施行規則第十七條に於て清算所得は其の分配前申告を要する旨規定したる所以なり又此の連帶責任は清算所得に限るものなれば解散前に於ける事業年度の所得稅は一般の原則により法人格の消滅前に決定を爲すにあらざれば効力發生せざるは論を俟たず。

第一種(法人の所得)の所得は原則として納稅義務者の申告により決定するものなり元來法人の決算は夫れ々他の機關に於て會計の監査をなすものなれば甚しき不正のあらざる限り其の申告を尊重せんとする趣旨なりと解す又法人は各事業

年度毎に所得の決定を爲すものなれば或る事業年度に於て若干の所得を法人の自營上内端に見積ることあるも次の事業年度に於て通常顯るゝものと認めたるに依るべし然れども納税義務者に於て所得の申告を肯せず又は甚しき不相當の申告を爲したる場合は政府即ち稅務署長は自由に自己の調査する所により決定するものなり調査の方法は或は書面を以てし或は法人の責任者を召換し或は帳簿書類の閲覽を求むる等種々あり。

殘餘財産を數回に分配する場合と雖も元來清算所得なるものは最後の清算終結の結果生すべき筈なるを以て最終の分配を爲す以前決定すべきものとす。

第三種の所得個人の所得は原則として所得調査委員會なる民選機關の調査を経て稅務署長決定するものなり只例外として調査委員會閉會後にありては納税義務者が進で申告したる場合に限り稅務署長限り決定す然れども其申告にして不相當なりと認むも絶體的に申告に依らざるべからず但し其の申告にして全然虚偽の記載を爲し或る資格を得んが爲め申告を爲したる場合の如きは之を拒否するも何等違法處分にあらず曩に述べたる如く決定は一種の行政處分なるを以て

行政處分の要素たる其の内容が事實上可能なることを要するは勿論なればなり。所得調査委員會の組織其他に關しては章を改め記述すべく本條の規定には第五十一條の所得調査委員會の不成立同調査未了第五十二條の決議不當同調査未了第七十四條の遁脱者の所得に對しては各例外あるを以て參照せらるべし。

第八章 所得調査委員會

所得調査委員會は第三種所得決定に就てのみ存する政府の諮問機關なり。即ち第二十六條は第三種の所得金額は所得調査委員會の調査に依り政府に於て之を決定すと規定し二三の例外を除く外は所得調査委員會の調査に依り決定するものなり。

所得調査委員會は第三種所得決定に就てのみ存するものなるが故に第三種所得の調査時期にのみ開會するものにして常設機關にあらず政府の諮問機關なるが故に決定權あるにあらず然れ共所得調査委員會は所得納税者が其の納税者中より選舉したる調査委員を以て組織するものにして一般的にはよく民間の大勢に

通じ個別的には各個人の經濟事情を知悉して所得決定の基礎をして誤ちなからしむべきものとす是れ所得調査委員會本來の性質なればなり。

第一節 稅務署長の調査書送付

第二十七條 稅務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

本條は所得調査委員會に對する稅務署長の義務を規定したるものなり從て所得調査委員會は其の開會中に於て本條に依る調査書の送付を稅務署長に對し催促する權利を有すべし。

第二節 調査委員會設置の區域及委員の定數

第二十八條 各稅務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ稅務

署所轄内ニ在ル市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員會ヲ置ク事ヲ得

調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第二十四條 所得稅法第二十八條第一項但書ノ規定ニ依リ所得調査委員會ヲ置クベキ市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ハ大藏大臣之ヲ指定ス

第二十五條 調査委員ノ定數ハ五人トス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ之ヲ増減スルコトヲ得

本條は所得調査委員會設置の區域及所得調査委員會を組織する調査委員の定數を規定したるものなり。

第三節 調査委員の選舉

改正所得稅法は調査委員の選舉に付單選制度を採用せり即ち從來の複選制度た

る第一次に於て選舉人が調査委員を選舉すべき調査委員選舉人を選舉し第二次に於て選舉人の選舉したる調査委員選舉人が調査委員を選舉する間接選舉の方法を廢止し選舉人が直に調査委員を選舉する直接選舉の方法に依ることとなしたり而して調査委員を選舉するときは同時に之と同數の補闕員を選舉するものとす。

以下各條に於て選舉區域選舉權及被選舉權者選舉人名簿、市區町村長又は戸長及稅務署長の擔任事務選舉期日の確定及之が公示、投票投票の調査選舉會の開會、當選、選舉會の開會及當選者の氏名公示に付規定したり。

第二十九條 調査委員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

調査委員ヲ選舉スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選舉スヘシ

第三十條 調査委員及補闕員ノ選舉區域ハ所得調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村又ハ北海道、沖

繩縣ノ區ノ區域ニ依ル但シ市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第三十一條 選舉區域内ニ住居シ前年第三種ノ所得稅ヲ納メ其ノ年第二十五條ノ申告ヲ爲シタル者ニシテ選舉人名簿ニ登錄セラレタルモノハ調査委員及補闕員ヲ選舉シ又ハ調査委員若ハ補闕員ニ選舉セラル、コトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

二 破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ了ヘサル者

三 國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者

四 六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重